

第51回国際研究集会報告書

THE 51ST INTERNATIONAL RESEARCH SYMPOSIUM PROCEEDINGS

植民地帝国日本における知と権力

식민지 제국 일본의 지와 권력

Knowledge and Power in the Japanese Colonial Empire

松田利彦編

Edited by MATSUDA Toshihiko

国際シンポジウム51

International Research Center
for
Japanese Studies

国際日本文化研究センター

第 51 回国際研究集会報告書
THE 51ST INTERNATIONAL RESEARCH SYMPOSIUM PROCEEDINGS

植民地帝国日本における知と権力
식민지 제국 일본의 지와 권력

Knowledge and Power in the Japanese Colonial Empire

松田利彦編

Edited by MATSUDA Toshihiko

国際シンポジウム 51

October 13–15, 2017

International Research Center for Japanese Studies
国際日本文化研究センター

© 2018 International Research Center for Japanese Studies
Print edition : ISSN 0915-2822
Online edition : ISSN 2434-3145

All rights reserved by the International Research Center for Japanese Studies.
No part of these proceedings may be used or reproduced without written permission,
except for brief quotations embodied in critical articles and reviews.

First edition published in 2018
by the International Research Center for Japanese Studies
3-2 Goryo Oeyama-cho, Nishikyo-ku, Kyoto 610-1192 Japan
Telephone +81-(0)75-335-2222 Fax +81-(0)75-335-2091
URL: <http://www.nichibun.ac.jp/>

目 次

はじめに	松田利彦	5
1930年代の朝鮮半島における水力発電所建設技術と建設体制	谷川竜一	11
——「帝国の建設協働体」試論		
植民地支配期における韓国近代憲法思想の展開	國分典子	31
「在朝日本人医師」を概念的に解体する（要旨）	Hoi-Eun Kim（金會恩）	41
——集団伝記学的な基礎分析		
第51回国際研究集会プログラム		43
参加者名簿		45

はじめに

最初に、この国際研究集会の基盤となった共同研究会「植民地帝国日本における知と権力」（研究代表者：松田利彦）について説明しておきたい。

近年、日本植民地史研究において植民地権力が直接的な暴力以外の回路を通じて現地社会への浸透をはかろうとした側面が注目され、それに対する被支配民族の対応についての議論も精緻化されつつある。このことを念頭に置きながら、日本の台湾・朝鮮・「満洲国」などに対する支配において、学問的知識・政策構想・イデオロギーなど多様な形をとって現れた「知」に着目しつつ、「知」が帝国の支配に果たした役割や、植民地支配のなかでの被支配者の「知」のあり方を考察することを共同研究会では目的とした。

2013年9月に開始した共同研究会は2017年2月まで3年半にわたり、18回の研究会を開き、100本を超える研究報告がなされた。今回、2018年10月に開催した国際研究集会（以下、国研集会と略記）は、この共同研究会を締めくくる最後の催しとして開かれたものである。

なお、諸般の事情で、国研集会の成果の一部は、共同研究成果報告書として別途刊行予定の松田編『植民地帝国日本における知と権力』（思文閣出版、2019年刊行予定）に収めた。国研集会の成果をまとまった形で提示できないことは残念に思うが、その欠を多少なりとも補うため、以下、国研集会での各報告の梗概を記しておく。＊を付した3篇が本成果報告書（Web版）に収録した報告であり、その他の論文は上記の共同研究成果報告書に収めた。ただし、Hoi-Eun Kim氏はいずれについても掲載を辞退されたため、本書に御本人作成の要旨をあげるにとどめた。

国研集会は4つのセッションによって構成した。Session 1「植民地留学生と知の環流」では、植民地帝国日本における知の伝播と受容を担った重要なアクターのひとつである留学生に着目した。

鄭鐘賢「日本の帝国大学における朝鮮人留学生の現況と帝国知識の連続・非連続——東京帝国大学卒業生崔應錫、李萬甲の事例を中心に」は、東京・京都の両帝国大学に在籍していた朝鮮人留学生について基礎的なデータを整理した上で、解放後の韓国・北朝鮮の学術院・科学院の人的構成を検討することで、帝国の知が植民地期から解放後にかけて連続・屈折する様相を浮き彫りにした。戦前の帝国大学において朝鮮人留学生の多くは法学部に進学し官僚を目指した。解放後、1945年8月に発足した朝鮮学術院では帝国大学出身者が柱となり、そこに早稲田大学出身者やアメリカ留学生などが加わっていた。南北分断後につくられた大韓民国学術院（1954年設立）、朝鮮民主主義人民共和国科学院（1952年設立）でも戦前帝国大学で帝国の

学知を身につけた者が多くを占めた。さらに、解放後の学知の連続／非連続という問題を考えるために、二人の東京帝大出身者の事例が取りあげられている。崔應錫は、1936年に農村社会調査（慶尚南道達里）に関わったが、解放後この調査に社会主義的実践という意味づけを行っている。他方、李萬甲は、帝国大学で学んだ社会学に科学的方法論が欠けていたとし、解放以後学んだアメリカ式社会学にもとづき社会調査を行った。

紀旭峰「植民地台湾からの「留学生」郭明昆——知の構築と実践を中心に」は、日本統治下の台湾から早稲田大学文学部に留学し、津田左右吉の指導のもとに中国の家族制度などを研究した郭明昆の足跡を掘り起こす。台南商業学校を卒業した郭が内地に留学した背景には、高等教育機関が乏しいという植民地台湾特有の教育構造があった。郭は、1928年に入学した早稲田大学文学部で、中国社会の葬儀について考察した。大学卒業後、台南第二中学校の教諭となったが、1933年に再度上京し、大学院進学、北京留学を経て早稲田第二高等学院講師となった。学術活動の面では、津田の主宰する東洋史会に参加しつつ中国固有の家族制度と言語（北京語と福佬話）についての研究業績を残している。郭は不慮の事故によって1943年に没するが、生涯にわたりエスニック・アイデンティティとナショナル・アイデンティティの狭間に立たされていたと評されている。

Session 2「技術者・技術官僚の知」では、植民地権力の側で知を担った官僚をとりあげた。行政官僚の政策思想についての研究は多いが、技術者のような一見非政治的なアクターにどのような政治性を見いだすかは本共同研究会でも、しばしば論題となったこともあり、本国際研究集会ではとくに技術官僚・技術者を重点的にとりあげた。

谷川竜一「1930年代の朝鮮半島における水力発電所建設技術と建設体制」*は、建築史の視点から、朝鮮の巨大電源開発の典型である1930年代の赴戦江発電所の建設をとりあげ、そこでは技術者・請負業者・労働者の「建設協働体」がどのような連携体制をつくっていたかを探っている。赴戦江発電所で流域変更方式を提案した電気技術者の森田一雄が、この協働体の頂点に位置し、久保田豊・佐藤時彦（くつさく）ら技術者が計画を具体化した。請負業者には、九州でのトンネル掘削経験の豊富な西松組と強い結束力をもって内地での森田の水力発電工事を支えてきた間組があたった。さらにそのもとでは、朝鮮人・中国人労働者が雇われており、過酷な条件で働く彼らを日本人親方連がまとめていた。技術者は、技術が要請する合理的思考を迅速に実現できる権力の場合＝植民地という環境を最大限に活かしながら、建設工事を進めたことが強調されている。

蔡龍保「日本統治期台湾総督府の技術官僚の出自と活動分析——土木技師を例として」は、日本統治期全体を通観しながら、台湾総督府における土木官僚の経歴・異動・職務を総合的に明らかにすることを旨とした報告である。まず、領台初期（1895～98年）には、行政官僚が中心的位置を占める土木部門に内地の第一世代の土木技術者が導入されたが、専門性に欠け風紀も乱れていた。第二期（1898～1924年）に入ると、後藤新平民政長官のもとで統治体制全般が改革され、土木部門でも長尾半平土木課長によって人員刷新が進められた結果、帝大出身の専門的技術官僚が多数を占めるようになった。第三期（1924～1945年）になると、土木部門が再編・細分化された。技術者が不足するなか総督府は技手を技師に昇進させ、また道路事業の専門化に対応して道路舗装の専門技術者を内地から招聘した。戦時期には、軍の要請に応じて華南や南洋に土木官僚を派遣した。日本統治期を通じて土木官僚はすべて内地の高等教育機関で育成されたが、このことは、戦後の国民党による日本人技手・技師の留用につながった。

Session 3「植民地と法」は、法を素材としながら、特に伝統的な法思想と植民地期に日本が導入した近代法思想とがどのような葛藤・競合をもたらしたかという問題に着目した。

曾文亮「日本統治期台湾人家族法と植民地統合」は日本統治期、台湾人家族法をめぐる議論にみられた家族観の競合を論ずる。台湾人家族法には最後まで旧慣が適用されつづけたが、その背後の家族観に変化がみられなかったわけではない。三つの家族観、すなわち清朝統治期以来の漢人の家族観、明治家族法自体に内在した日本固有の家族観と近代的個人主義家族観が、各時代ごとに影響を及ぼしていた。統治初期、総督府の旧慣調査会と総督府法院は近代の個人主義的家族観を基準に台湾人の家族旧慣を解釈した。1920年代になると、台湾人としての家族観が知識人青年から提示されはじめ、1930年代に家族法制を研究した戴炎輝は、植民者による家族旧慣の解釈を批判した。他方、1930年代に台頭した国体家族観を受け、坂義彦（台北帝大教授）は国体と祭祀公業の統合論を説いた。しかし、鍾壁輝（台北台大助手）のような台湾人は、国体家族観の影響を受けつつも東洋民族・中国の家族制度を肯定した。

國分典子「植民地支配期における韓国近代憲法思想の展開」*は、まず保護国下の大韓帝国における憲法学の受容を論じ、当時の憲法の教科書は日本の憲法学・国家学の翻訳という性格が強いとした。他方、1919年に上海で樹立された大韓民国臨時政府は独自に憲法思想を発展させたが、特に1919年の臨時憲章および1941年の建国綱領を作った趙素昂を重視し、そ

の三均主義を分析した上で、孫文や康有為との思想的共通点も指摘している。臨時政府の思想は、解放後の1948年韓国憲法にもある程度継承されたとする。他方、日本から入ったドイツ的憲法学も理論的枠組みでは解放後韓国の憲法学に一定の影響を与えたことを指摘し、これら相互の連結点を分析することが今後の課題とされている。

Session 4「植民地と医学」では、Session 3とあわせ、帝国における具体的な学知の問題を取りあげた。法学と医学は一見異なる素材だが、伝統と近代化、支配者と被支配者による活用の方法の差異など共通する論点も見いだせることを期待して設定したものである。

Hoi-Eun Kim 「「在朝日本人医師」を概念的に解体する——集団伝記学的な基礎分析」*は、在朝日本人医師に関する基礎的データを体系的に把握するために、『日本医籍録』1926年版・1930年版を網羅的に分析している。これによれば、在朝日本人医師の平均年齢は43歳（1926年基準）で、学歴の点では14.2%が東京・京都・九州などの帝国大学出身者によって占められているが、朝鮮の医学専門学校を卒業した者の比率が高いことは注目すべき点としている。出身地は半数が九州出身で、朝鮮半島にわたってからは京城や釜山で就業したケースが多数で、周辺の地方に勤務した医師のなかにも大都市に移動する現象が見られた。このような医師の動態が、朝鮮全体の医療需給状況にどのような影響を与えたかを今後考えていく必要があるとも指摘している。結論では、在朝日本人医師はさまざまなグループから構成されていたのであり、それ故に、特有の「日本式」植民地医学を実施した典型的な「日本人医師」という概念は成り立たないと述べている。

朴潤栽「白麟濟の近代認識と自由主義」は、植民地期に医学を学び解放後に白病院を創設した白麟濟を、近代の受容と自由主義という面から跡づけている。1921年、京城医学専門学校を卒業した白は、西洋医学に象徴される近代を肯定し、かたや伝統的韓医学に対しては批判的立場をとった。その点、日本的近代を受容していたといえるが、京城医専内の朝鮮人差別を明確に認識してもいた。解放後は、右派系の徐載弼大統領運動推薦運動や出版社（首善社）の設立などに関わったが、そこには白の属した興士団の理念でもある自由主義の実践という意味もこめられていた。さらに1948年には南韓単独選挙に出馬した。それは反共国家体制あるいは資本主義医療システムに対する肯定を意味した。しかし、自らの白病院を財団法人に転換させたことにかがわれるように、興士団—安昌浩の大公主義にもとづいて資本主義社会のなかで社会的公共性を追求しようとする構想をもっていた。

劉士永「日本の植民地医学から東アジア国際保健機構へ」は、第二次世界大戦以前の東アジアにおける公衆衛生国際協力体制を跡づけつつ、戦後の国際保健機構と結びつけて捉えうる可能性を考察した。戦前の東アジアにおいてはアメリカを中軸とした国際公衆衛生活動が展開された。国際連盟保健機関がヨーロッパにおける公衆衛生協力体制を東洋に拡大し、極東熱帯医学会が主権国家と植民地が協働できるネットワークをつくり、ロックフェラー財団が資金と医療知識を提供した。戦後、アメリカ・WHOによる新たな国際保健機構の枠組みづくりは、戦前の東アジアにおける事業の再現という意味合いをもちつつも、フィランソロピー財団よりもアメリカ政府が主導したこと、冷戦下の経済援助という文脈の中で展開されたという相違があった。このような戦後の変化に、新たな「植民地医療」を見いだせるかもしれないという問題提起をしている。

4つのセッションでとりあげることができたのは、植民地と知をとりまく問題の一部分に過ぎないだろう。しかし、これらの問題の重なり合う部分から、帝国——植民地支配——知を結びつけるいくつかの論点が立ち現れてきたのではないかと思っている。たとえば、留学生による西欧的知識の受容と読み替えという問題については、session 1の論者のみならず session 3の國分氏、session 4のHoi-Eun Kim氏も長く研究されてきたテーマである。また、植民地帝国の「知」が第二次世界大戦後のポストコロナルの世界の中でどのように継承・断絶するのかという問題も多く論者がそれぞれの見解を提出している。総合討論では、こうした問題を含め、セッションをまたぐ活発な議論がなされたことを附記して序言の結びに代えたい。

なお、本国際研究集会では、原稿の翻訳及び質疑応答の通訳で、橋本妹里、金玄、鳳氣至純平、王麒銘、単荷君、李ハンキョル、金東熙、宋琦、林政佑の各氏のご協力を得た。また、この報告書の作成に当たっては、国際日本文化研究センター研究協力課・出版編集係をはじめとする多くのスタッフにご助力いただいた。記して御礼申し上げます。

2018年8月

松田利彦

1930年代の朝鮮半島における水力発電所建設技術と建設体制

——「帝国の建設協働体」試論——

谷川 竜一

はじめに

(1) 本論の目的

筆者は建築史の観点から、20世紀日本とアジアの関係史を研究してきた。建築史や都市史、土木史などの分野において技術と言え、多くの場合高い教育や豊かな経験を積んだ洗練された技術者たちの技術が中心に議論される。しかしそうした技術者さえいれば、どんな建設も可能であるというわけではない。彼らの周りには依頼者や請負業者、労働者など様々なアクターがいるが、彼ら／彼女らの協働抜きには具体的な建造物は建てることはできないのだ。こうしたことはあたりまえの事実ではあるが、それにもかかわらず協働の様相を捉えようとする研究は多くはない。どうしても技術者（建築家を含む）や請負業者、労働者といったように対象を細分化して私たちは捉えがちである。

そこで本稿では、植民地開発における建設作業の協働構造——それは技術をめぐる知の秩序とも言えよう——の解明を試論として行う。焦点とするのは、朝鮮半島において1920年代半ばに始まった赴戦江水力発電所の建設史である。なお冗長な説明を避けるため、用語は原則として当時の言葉使いを用いることとする。加えて筆者が現在行っている調査の最新成果も含めたために、一部仮説や推論も含まざるを得なかったことを最初にお詫びしておきたい。

(2) なぜ赴戦江水力発電所なのか

日本の内地では第一次世界大戦以降1920年代にかけて水力発電所の一大建設ブームが起こっており、様々な規模の水力発電所が乱立する状況にあった¹。一方朝鮮における大規模電源開発は、1920年代半ばに日本窒素肥料株式会社（以下、日窒）によって始まる²。特に最初に建設された赴戦江水力発電所は総発電能力20万kWを誇り、当時内地最大であった蟹寺発電所の4倍の発電能力を持つ極めて大きな発電所として衆目を集めた。

1 橘川武郎『日本電力業発展のダイナミズム』名古屋大学出版会、2004年、57頁。

2 正確には日窒が設立した朝鮮窒素肥料株式会社などだが、同一企業とみなし、日窒で統一する。

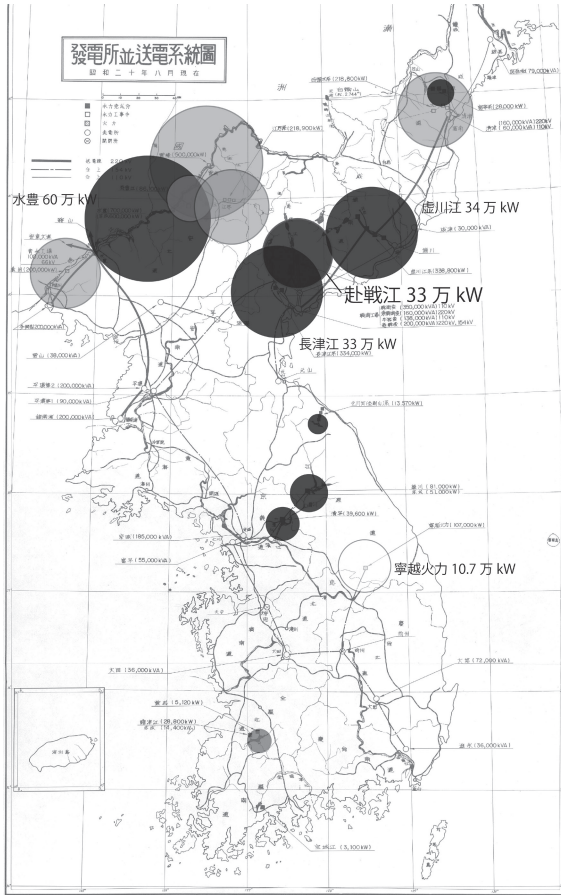


図1 1945年8月の発電所分布図
 満洲との国境沿いの薄い色のは未完成の水力発電所。(朝鮮電気事業史編集委員会『朝鮮電気事業史』中央日報協会、1981年を筆者が加筆修正)

また赴戦江の開発以後、日室は朝鮮総督府と二人三脚で開発を進め、長津江水力発電所では電力の半分を、続く虚川江水力発電所では3分の2を、それぞれ公共に提供するという大義名分の下で発電所を建設した。こうした開発の結果、朝鮮半島北部は植民地における最も大きな水力発電設備が建ち並ぶ地域となっていくのである(図1参照)。これらの巨大水力発電所が、都市部を中心に朝鮮全体の電化に大きな影響を与えたことは疑い得ない。

こうした観点から見れば赴戦江水力発電所は、朝鮮の都市空間や産業構造を大きく変化させるきっかけとなった巨大電源開発として見ることもできるだろう。そしてそうした前例のない規模の発電所建設には、強力な建設組織や体制を敷くことが必要だったと考えられる。内地の技術が総動員されたいわば建設技術の集積体がそこに現れ、そしてそれがその後の植民地開発に引き継がれ、洗練されていったのではないだろうか。それは筆者が明らかにしたい建設知をめぐる秩序・構造とも言える。

以上の仮説のもと、本稿ではこの建設に関与した技術者——それは帝国大学で土木工学を学んだ狭義の技術者だけでなく、請負業者の人々や請負業者について働いた親方たち、そして現場労働者まで含めた広義の技術者たちの連携メカニズムの歴史的な解明に迫りたい。いわば建設知の秩序を構成し、植民地帝国の物理空間を直接的に変えていった人々を切り出す作業でもある。

なお、赴戦江水力発電所の建設に関連する既往研究は、姜在彦らの研究に含まれる堀内論文や筆者による研究があるが、工事全体を扱った論文は管見の限り見当たらない。一方、関与し

3 しかも日室は朝鮮における大口電力契約の9割を独占していた(北波道子「植民地における電源開発と電力需要——朝鮮と台湾の比較研究から」堀和生・中村哲編『日本資本主義と朝鮮・台湾』京都大学学術出版会、2004年、214頁)。
 4 堀和生『朝鮮工業化の史的分析』有斐閣、1995年、262頁。
 5 堀内稔「朝鮮民衆との摩擦・抵抗」姜在彦編『日室コンツェルンの研究』不二出版、1985年。谷川竜一「朝鮮巨大電源開発の系譜——大井川から赴戦江へ」中川理編『近代日本の空間編成史』思文閣出版、2017年。

た当事者たちがまとめた資料は比較的多く、『朝鮮電気事業史』などがあげられる⁶。また間組(現・安藤ハザマ)や日窒の社史なども重要である。本稿ではこうした資料を中心に用いると同時に、評伝や伝記、遺族・子孫に対するインタビューからの情報も利用している。

第1章 赴戦江水力発電所の概要

(1) 赴戦江水力発電所のメカニズム

赴戦江水力発電所のメカニズムは次のようなものだ。まず朝鮮半島北東部の蓋馬高原を北流する赴戦江を、巨大な堰堤で堰き止めて人造湖を造る。そして湖に取水口を設け、そこからもとの流れとは反対の日本海側に向けて26.6kmの長さの水路トンネル(第一水路)を掘り、標高1800m前後の分水嶺となる山脈を貫く。水はその水路トンネルにより分水嶺の反対側に導水され、そこで山肌に沿って落差を利用し、第一から第四までの発電所で順に発電する、というものであった。ある河川の水を異なる流域に流す方式を流域変更方式と呼ぶ。強引に流れを変えて落差を利用することで大きな発電能力を得る方式であり、例えば赴戦江水力発電所のなかで最大の第一発電所は、長さ2800m 落差700mの鉄管路に水を流し、13万kWもの巨大電力を発生させるものであった。

この流域変更方式は、うまくいけば大きな落差を利用して大電力を確保できる反面、水利権などの問題が難しい。したがって日本内地では南アルプス山中の田代川水力発電所を除くと大規模な発電所ではほとんど実例がなかった。そのため赴戦江において流域変更方式を採用・実践したのは当時画期的なアイデアだったと考えられるが⁹、その計画者の名は歴史的にはあまり知られてこなかった。土木でも建築でもない分野の人物だったからかもしれない。

計画者は電気技術者の森田一雄(1872～1966年)である。実は森田は、田代川水力発電所の流域変更方式にも関わっており、この赴戦江の計画を偶然朝鮮に持ち込んだわけではない。後述するように彼は国内の水力発電所の建設現場を渡り歩くなかで、流域変更方式を含む様々な

6 朝鮮電気事業史編集委員会『朝鮮電気事業史』中央日韓協会、1981年。

7 間組百年史編集委員会『間組百年史 1889～1945』間組、1989年。『日本窒素肥料事業大観』日本窒素肥料株式会社、1937年。

8 朝鮮では、赴戦江の直前に金剛山電気による流域変更方式の発電所が建設されている。この発電所は1万kWほど大きくはない。同発電所は単発的にできあがったものであり、赴戦江水力発電所との技術的連関は少ないと現時点で筆者は考えている。

9 朝鮮総督府による第二次水力調査(1922～1929年度)を詳細に分析した河合和男は、「朝鮮総督府内部では10年代末から20年代初頭にかけて発電方式としての貯水池式・流域変更式発電への認識と期待が一気に高まったとみてよい」と述べている。だとすれば、同方式による開発を目指した技術者が複数グループいたのかもしれない。あるいは、赴戦江水力発電所の計画者である森田一雄を朝鮮に招いたのは京城日報の副島道正であり、森田が話を受ける時点で、流域変更方式がよいと副島から耳打ちされた可能性もある。だがそうした情報を得るまでもなく、森田は明治末年に副島とともに流域変更方式の立案に実際に関わった技術者であり、日本の水力発電に関する技術者のなかでも流域変更方式に関して最も豊かな経験を持つ技術者の一人であったことは間違いない。また、日窒という具体的な電力消費先となる大企業を引っぱって森田が現れたことも大きなインパクトであったろう(河合和男「第二次水力調査と朝鮮総督府官僚の水力認識」松田利彦・やまだあつし編『日本の朝鮮・台湾支配と植民地官僚』思文閣出版、2009年、320頁)。

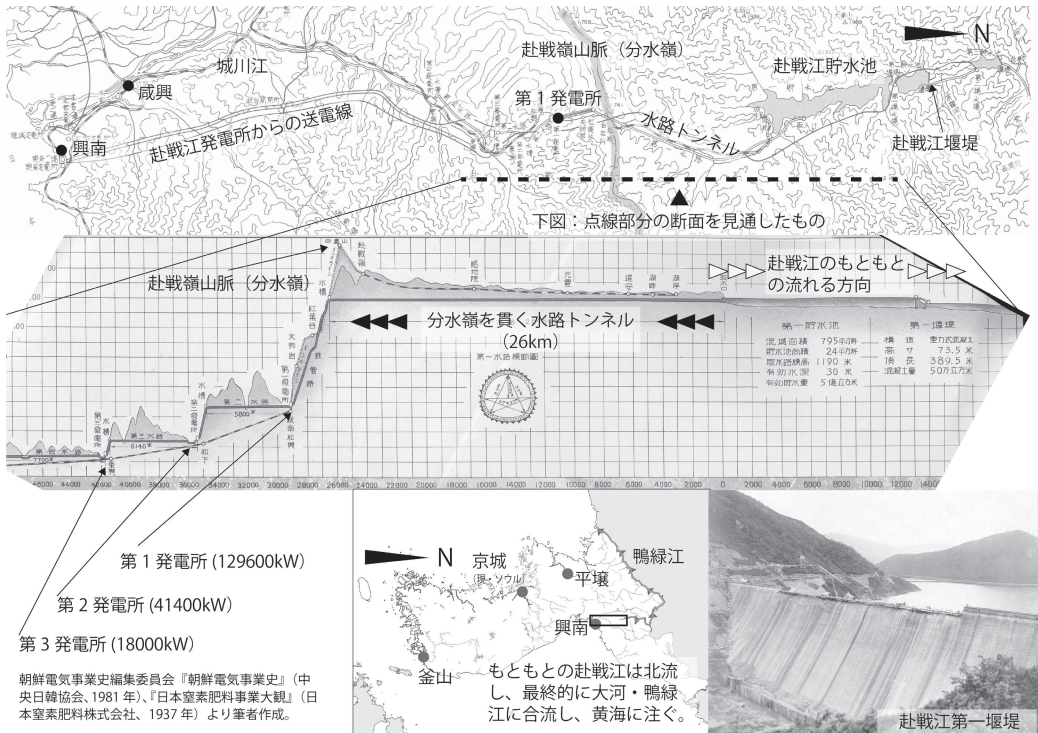


図2 赴戦江水力発電所の発電メカニズム
(『日本窒素肥料事業大観』日本窒素肥料株式会社、1937年より筆者作成)

水力発電所に関与して多様な経験と知見を蓄積していた。¹⁰そして1924年夏に5万分の1の朝鮮の地図を分析し、流域変更方式による巨大水力発電所の建設地点を発見した。興奮した彼はその秋に自ら実地調査をした上で、同郷の後輩で土木技術者の久保田豊(1890～1986年)とともに計画案を作成し、日窒の野口遵(1873～1944年)にそれを持ち込んだ。野口は計画を歓迎し、1925年1月に日窒の子会社として朝鮮水電株式会社(社長・野口遵、専務・森田一雄。以下、朝鮮水電)を設立し、その下で工事が進められることとなったのである。¹¹

(2) 関与した技術者、請負業者、労働者

森田は「折角自分で思ひ付いたことだから、仕事は一切委せて呉れ」と野口に歎願して工事の責任を負った。¹²そして当時34歳の若い土木技術者・久保田豊を工務部長に任命して計画図を描かせ、過去に森田が指揮をとった山梨県の樽坪水力発電所で建設所長を務めていた松村種

10 谷川竜一「電気技術者・森田一雄と水力発電——植民地朝鮮の開発前史として」『土木史研究講演集』第37巻、日本土木学会、2017年、229～234頁。

11 朝鮮電気事業史編集委員会『朝鮮電気事業史』中央日報協会、1981年、249～250頁。ほか様々なところでこの逸話は出てくる。

12 朝鮮電気事業史編集委員会『朝鮮電気事業史』中央日報協会、1981年、249～250頁。

第一期水路工事延長及工區表

第一工区	263 ^ノ 161	416 ^ノ 460	368 ^ノ 603	875 ^ノ 797	787 ^ノ 202	803 ^ノ 363	881 ^ノ 961	800 ^ノ 294	781 ^ノ 734	318 ^ノ 200
	取入口	第一横	第二横	第一斜	第二斜	第三斜	第一竖	第二竖	第三竖	第四竖
	上口	下口	上口	下口	上口	下口	上口	下口	上口	下口
----- 松本組 -----										
第二工区	318 ^ノ 200	763 ^ノ 716	773 ^ノ 685	713 ^ノ 386	704 ^ノ 014	683 ^ノ 635	656 ^ノ 110	318 ^ノ 820		
		第五竖	第六竖	第七竖	第八竖	第九竖	第十竖	第十一竖		
	下口	上口	下口	上口	下口	上口	下口	上口	下口	上口
----- 長門組 -----										
第三工区	318 ^ノ 20	630 ^ノ 279	575 ^ノ 643	787 ^ノ 390	816 ^ノ 468	235 ^ノ 951				
		第十二竖	第十三竖	第十四竖	第一横	第二横				
	下口	上口	下口	上口	下口	上口	下口			
----- 西松組 -----						----- 間組 -----				

水路区域監督表

図3 水路トンネルの工区と現場
「第一期水路工事延長及工区表」(藤本梅良『新興の咸南』新興の咸南社、1929年)

雪(生没年不詳)を、朝鮮水電側の現場主任に据えた。¹³

森田と久保田のもとで描かれた全体計画は、堰堤・水路トンネル・発電所の各部から構成されていた。それぞれに対する請負会社は、巨大堰堤の建設は西松組、全長26.6kmに及ぶ水路トンネル(第一水路)は西松組・間組・松本組・長門組、発電所は間組であり、それぞれ特命で請け負うこととなった。¹⁴このうち「全工事の死命を制した」のは水路工事と言われており、本稿ではその関係者を中心に見ていくこととする。¹⁵

建設主体である朝鮮水電はまず水路トンネル全体を統括する建設本部を置き、その責任者として新参の土木技術者・佐藤時彦(1893～1985年)を配置した。そして佐藤の下で工事は三工区に分けられ、第一工区を松本組、第二工区を長門組、そして第三工区を西松組と間組が担当することになった。この第一から第三工区の工事はすべて横坑と竖坑、斜坑を掘っていく工事であり、担当した施工会社のなかでは第三工区の西松組がこうしたトンネル掘削技術(くつきく)に長けていたとされる。¹⁶また松本組・長門組・西松組・間組の四つの施工会社のなかでも間組は森田と

13 松村種雪は東京帝国大学で、森田とも懇意にしていたコンクリート工学の権威・柴田睦作教授のもとで助手と務めた経験があった。そして早川電力の仕事を通じて水力工事の豊富な経験を持っていたという(朝鮮電気事業史編集委員会『朝鮮電気事業史』中央日韓協会、1981年、577頁)。

14 朝鮮電気事業史編集委員会『朝鮮電気事業史』中央日韓協会、1981年、527～528頁。「特命」とは発注企業が特定の業者に工事を直接依頼する形式。

15 佐藤時彦『土木人生五十年』中央公論事業出版、1969年、96頁。

16 土木工業協会・電力建設協会編『日本土木建設事業史』技報堂、1971年、749頁。

の繋がりが強く、内地で森田が計画したいくつもの大規模水力発電所の工事を手がけていた。その結果間組は、森田とすでに息の合った練成された施工組織を社内に築いていたと考えられる。

では、こうした設計・施工体制の中、いかなる労働者たちが請負業者の下に集まったのだろうか。計画者側の資料は比較的豊富にある一方で、現場労働者に関する情報は極めて限られる。例えば先述したように水路トンネルは三工区に分けられたが、それぞれの工区はさらに細かく分けられ約20の現場で工事が進められた。そして各請負業者について「下請け」の親方たちが現場ごとに多くの坑夫を連れて入った。こうした親方の下に集められて坑内に入った労働者の多くは朝鮮人であったようだ¹⁷。

以上が建設の概要であるが、登場人物が多いので、本稿で分析すべき対象をここで一度整理しておこう。

まず赴戦江水力発電所は、流域変更方式の巨大発電所として電気技術者・森田一雄によって発案された。そして具体的な計画を土木技術者・久保田豊が立てた。計画が実行に移されると、森田・久保田が全体の指揮をとり、松村種雪が工事全体の責任者となった。そして堰堤・水路・発電所に現場事務所が置かれ、最も難しいとされた水路工事の主任に土木技術者・佐藤時彦が任命された。その水路工事を請け負ったのは西松組、間組、松本組、長門組であり、なかでも西松組がトンネルに関して比較的高い技術を持っていた。そして各請負業者についての親方が、日本人や多くの朝鮮人たちを率いてそれぞれの現場労働を担った、というものである。

このなかで、いわゆる専門教育を受けた狭義の技術者と考えられるのは、森田、久保田、松村、佐藤であろう。もちろん他にもこうした高学歴の技術者は多数いたが、彼らがプロジェクトの核心にいたことは疑い得ない。森田たちは、図面を描いたり材料輸送などを考えたりするいわば知的労働の基幹部分を担ったと考えて良い。この四人のうち松村に関しては資料が少ないため、それ以外の三人を中心に次章以下で分析する。

一方、西松組、間組、松本組、長門組といった請負業者の社長や組員は、計画の微調整こそすれ仕事の重心はやはり現場労働の指揮・管理にある。またその下にいた親方たちも知的労働とは一線を画すいわゆる肉体労働者であった。ただし、こうした請負業者及び親方たちのなかにも時代が下ると大学や専門学校卒業生も出てくる上、現場における彼らの技術——人を管理する技術やトンネルを掘削する技術など、経験や肉体労働を通して得た技術——も建設には不可欠である。したがって彼らを広義の技術者として捉え、順次分析を行ってみたい。

第2章 技術者

(1) 知的労働を担った技術者たち——森田一雄

赴戦江水力発電所の発案者である森田一雄は、帝国大学で電気工学を学び1896年に卒業すると、逓信省を経て主に民間の電力会社を転々と渡り歩いた。日英水力株式会社による大井川開

17 藤本梅良『新興の咸南 赴戦嶺水電工事』新興の咸南社、1929年11～15頁。佐藤時彦『いかにして赴戦江の水路を掘ったか』岡本達明・松崎次夫『開書水俣民衆史5巻 植民地は天国だった』草風館、1990年、42頁。

18 例えば間組の中村倭治郎は、1929年東京帝国大学の土木科を出た後すぐに間に入り、赴戦江に赴任した（間組百年史編集委員会『間組百年史 1889～1945』間組、1989年、637頁）。

発計画（計画のみ、1906～1910年、静岡県・山梨県）、女子畑水力発電所（1913年竣工、大分県）、野花南水力発電所（1918年竣工、北海道）、樽坪水力発電所（現・早川第一水力発電所、1923年竣工、山梨県）など、大規模な水力発電所を建設するたびに彼は職場を変えてきたが、こうした働き方は当時の日本では特殊なものではない。日本では第一次世界大戦後から1920年代前半までは電源開発ブームであった。そこでは多くの技術者が、企業から企業、現場から現場へと渡り歩いていた。後に紹介する土木技術者の佐藤時彦もこの電源開発ブームのなかにおり、彼に言わせれば「三ヶ所位の仕事を果せば、東京で土地つきの住宅一戸を買えた」という。¹⁹



図4 森田一雄
（間組百年史編集委員会『間組百年史 1889～1945』233頁）

森田は職場を転々とするなかで、合理的な発電を目指す観点から電気技術者が水力発電所建設計画の指導的立場につくべきであること、そしてそこに土木技術者が電気技術者の顧問や補佐としてサポートする体制を造り出すこと、を重視していた。²⁰ 本稿では立ち入らないが森田のこうした考えは、彼にとって最初の水力発電所計画であった日英水力のプロジェクトにおいて、アメリカ人土木技術者から強い影響を受けてできあがったと筆者は考えている。彼のこの考え方をここでは「電気技術者による水力発電指導論」として捉えておきたい。

森田はこうした考え方を持った上で新しい技術に挑戦する技術者であったため、合理的経営のためのイノベティブな技術を求める企業側にとっても歓迎すべき存在であった。また彼は、一度仕事を共にして信頼できると感じた技術者や施工会社を使い続ける傾向があった。例えば、請負業者では特に間組とは密接な繋がりを保ち、間組の社史において森田は仕事を間組にもたらせてくれた「恩人」として顕彰されている。²² 森田自身は間組のなかでは茂松徳治や神部満之助らを高く評価していたようで、自分の現場で使い続けた。企業家からの信頼を勝ち取ったり、挑戦的な工事ははらむリスクを減らしたりするためにも、森田はこうした仕事の仕方をとったものと思われる。

この特徴を踏まえた上で赴戦江水力発電所の建設を見てみたい。そうすると森田の「電気技術者による水力発電指導論」や優れた技術者・施工会社との密な関係構築の姿勢が、見事に貫徹されていることがわかる。例えば、頼まれもせずに勝手に水力発電所の計画を立案して野口に開発を持ちかけた上で、「仕事を一切委せて呉れ」として自分がトップに立って取り仕切った点、内地の樽坪水力発電所で森田が指揮をとった際にその建設所長を務めた早川電力の土木技

19 佐藤時彦『土木人生五十年』中央公論事業出版、1969年、51頁。

20 谷川竜一「電気技術者・森田一雄と水力発電——植民地朝鮮の開発前史として」『土木史研究講演集』第37巻、日本土木学会、2017年、233頁。

21 谷川竜一「日英水力による大井川の水力発電計画とアメリカ人土木技術者」『人間学研究』第15号、中部人間学会、2017年。

22 間組百年史編集委員会『間組百年史 1889～1945』間組、233頁。

術者・松村種雪を朝鮮水電にスカウトし、工事全体の現場主任に据えている点、付き合いの長い間組や西松組を工事に特命で参画させている点など、森田の考えや人脈がいくつも色濃く見てとれる。当然、各組の方もそれに応えて森田と懇意にしている人材を朝鮮へと派遣していた。間組などは事前調査の時点から森田に同行補助者をつけてサポートするほどであった。²⁴

森田は日本の電源開発ブームのなかで、こうした土木技術者や請負業者との人的繋がりを駆使し、自身の周囲に練成された技術組織・施工体制を作り上げていた。赴戦江水力発電所に参加したのは、そうした森田を頂点として練成された建設技術者集団であったのであり、本稿ではそれを「建設協働体」と仮称しておきたい。

(2) 知的労働を担った技術者たち——久保田豊と佐藤時彦

森田の「建設協働体」が構築されるなかで、新しい人材が加わっている事実も見逃せない。その筆頭は森田の右腕として計画を図面に落とし込んだ朝鮮水電の工務部長・久保田豊である。加えて、工事における最重要部分と目された長距離水路トンネルの工事は佐藤時彦が責任を持った。この二人の土木技術者はどのような技術者であったのか。

久保田豊に関しては多くの評伝や記録があり、²⁵ 筆者の研究も含め既往研究で何度も注目されてきた。熊本の第五高等学校を出て東京帝国大学・土木工学科を1914年に卒業した久保田は、内務省に奉職する。そして渡良瀬川、江戸川の現場で河川改修の経験を積んだが、「機会があれば役人をやめたい」と思っていたという。そんな折りに茂木商店から声がかかり、1919年茂木による天竜川電力開発の土木技師に転じた。²⁷ しかし半年も経たないうちに茂木は倒産し、無職となった久保田は土木コンサルタントのような仕事を始める。そして1924年夏、彼のもとを同郷の森田が訪問し、久保田が手に入れていた朝鮮の地図を森田が借り受け、その結果先述したように赴戦江の水力発電所の計画を森田が思いつくのである。久保田はそこから赴戦江の計画に飛び込んでいく。

次に佐藤時彦を見てみたい。佐藤は東北帝国大学・土木工学科で学び、久保田よりも1年遅い1915年に卒業した。宮城県庁の治水課に入るがすぐに志願兵となって千葉の鉄道連隊で1年を過ごし、1917年に鉄道院に就職して北海道に配属された。鉄道の保線やトンネルの修理などの経験を積み、1920年頃に民間の水力発電会社である福島県の只見川水電に転職した。その後約6年の間に佐藤は京浜電力、土佐電気鉄道と渡り歩くが、いずれも水力発電所建設の仕事であった。これらは日本における水力発電ブーム下の仕事であり、佐藤曰く「その頃は各町村に発電所を造っては売りつけることが流行していた」。そのため建設は様々な利害関係者が入り込んだ「てんやわんやの騒ぎ」であり、手抜き工事は常態化していた上、ドスを片手に押しかけ

23 土木工業協会・電力建設協会編『日本土木建設事業史』技報堂、1971年、741頁。

24 間組百年史編纂委員会『間組百年史 1889～1945』間組、1989年、378頁。

25 永塚利一『久保田豊』電気情報社、1966年。久保田豊「久保田豊」『私の履歴書』第27集、日本経済新聞社、1966年。

26 谷川竜一「流転する人々、転生する建造物——朝鮮半島北部における水豊ダムの建設とその再生」『思想』第1005号、岩波書店、2008年。

27 永塚利一『久保田豊』電気情報社、1966年、67頁。

てくる親方との折衝は命がけでもあった。²⁸そして土佐電気鉄道の仕事が一区切りした際、赴戦江水力発電所の工事で技術者を募集しているという話を恩師から聞き、1926年に朝鮮水電に就職した。佐藤は河川から鉄道、水力発電など、幅広く土木技術を学んでいた上、地方を回るなかで荒くれ者たちと共に仕事をする高いコミュニケーションスキルを学んでいたと考えられる。

彼らのように内務省や鉄道院の技術官として地方に赴いていた技術者たちが、民間企業に転出していく流れは当時一般的であったと考えられる。久保田や佐藤よりずっと先輩であり1890年代に大学を出た森田でさえ、最初は通信省に勤務していたが後に熊本の電灯会社に転じた。²⁹ましてや1920年前後の水力発電ブームの際には、地方における設計・施工・監理を行う専門技術者の不足は明らかであったし、そんななか地方の企業にとっては近くに来て来た若い技術官たちは絶好のスカウト対象であったことだろう。久保田も佐藤もそうした企業と繋がりながら、職を変えてきた。したがって官職を辞した後に仕事を転々とするのも、この時代の技術者らしい一面と言えよう。

ところで久保田と佐藤の資料を読み込むなかで、二人に共通して見られる顕著な特徴があった。それはいずれも、規律や秩序を重視するあまり、時に極めて非効率になってしまう官の仕事に対して反発を覚えていたことである。例えば内務省勤務時の久保田であれば、工事で出た土砂を地元住民に金を出させて当初の計画にない農地造成に用いることで、工費全体のコストカットと「地域貢献」の一挙両得を独断で実施した。当然それは官側の論理からは外れることであり、計画からの逸脱を咎めた検査官と後にもめ事を起こしている。³⁰佐藤もよく似ている。鉄道院奉職時に彼が監督したトンネル修繕工事において、請負業者が事前計画以上の工事をサービスで行った。それに対して検査官は佐藤の監督不行届を責めたために彼は立腹し、総合的に見て国が得をしているのに何の問題があるのかと検査官と激しく対立している。³¹

非合理的かつ一方的なルールに無批判に従って、いわゆる「事なかれ主義的」に仕事を行うことに対して、二人とも強い不満や閉塞感を覚え、独立ないし民間に転出していた。それぞれの評伝・自伝で書かれているように、一挙両得や総合性を追い求める創造的な技術者である二人にとって、官は「非能率」で紋切り型の仕事をくり返す耐えがたい場所だったのである。そしてだからこそ企業からの誘いに軽々と乗っていったのであり、加えて合理性の下での自由な裁量と総合的な視座が「許される」植民地での仕事に適應していったとも考えられる。この点は後に検討してみたい。

(3) 請負業者——西松組と間組

次に請負業者——特にトンネルの技術に長けていたとされる西松組と、森田に長く工事を任されてきた間組を見てみよう。西松組はもともと「下請界の大親分であった」初代・西松桂輔を中心に1875年頃に生まれた組織である。³²その後息子の光治郎の代になって間組の傘下となり、そこから再出発を目指した。間組から独立した時点では西松組は極めて不安定な企業だっ

28 佐藤時彦『土木人生五十年』中央公論事業出版、1969年、47頁。

29 『官報』第3928号、1896年8月1日、1頁。『官報』第3973号、1896年9月24日、5頁など。

30 永塚利一『久保田豊』電気情報社、1966年、65頁。

31 佐藤時彦『土木人生五十年』中央公論事業出版、1969年、34頁。

32 津田誠一『建設人物史』（上）、建設人社、1967年、188頁。

たようだが³³、その後経験を蓄えたようで、「赴戦江をやる時には西松さんからトンネルの技術屋を間は貰っているわけです」と後世に言われるほど、高いトンネル技術を持つ会社として成長していたようである³⁴。西松組のトンネル技術を裏付ける言葉だが、このような技術を西松組が身に付けた理由を考えてみたい。

まず西松組が請け負ってきた工事を分析してみよう。最初の西松組名義の仕事は1914年8月の日豊本線・宮崎線第12工区の現場で、その後約15年間（1914～1929年）における鉄道工事の請負額は合計2350万円であった。同期間の水力発電・建築・河川港湾・道路橋梁などの請負額合計は2390万円であることと比較すると、鉄道の比率が全体の半分以上を占めるほど高いことがわかる。そして請け負った鉄道工事は74件中39件が九州地方の工事であり、鉄道工事以外の工事（水力発電・建築・河川港湾・道路橋梁など）も全体の85%から95%は九州地方の工事であった³⁵。加えて、西松組が請け負った日豊線及び肥薩線を見ると、それらの路線には現代においてもJR九州旅客鉄道内の全トンネルのうち47%のトンネルが集中している（新幹線を除く）。当時の記録として西松組の社史に掲載された写真は、ほぼ全てトンネルであることも合わせて考えると、西松組のトンネル掘削技術は九州の鉄道工事を通して磨かれた可能性が極めて高い³⁶。

また西松組が赴戦江の工事に参加するきっかけをつかんだのも、九州における日窒の発電所建設を請け負っていた実績があり、その縁を用いて当時の社長や幹部が参加を申し込んだからである³⁷。しかも請け負っていた日窒の発電所工事は一つ瀬川発電所水路工事、川走川発電所水路工事、五木川発電所水路工事、日當川及大瀬川発電所水路工事など、ほとんどすべてが水路工事であった³⁸。トンネルの西松という評価はこうした経験によると考えられる。

次に間組の建設活動を考察してみたい。間組は1889年の創業とともに九州の鉄道工事に参入し、20世紀に入ると著名な鴨緑江橋梁を建設するなど植民地朝鮮で積極的に事業を展開していた³⁹。同時期に日本内地では石炭から水力発電へとエネルギー転換が進んでおり、間組は1911年の女子畑水力発電所建設で初めて水力発電工事の現場へと参入する⁴⁰。これは森田一雄が初めて完成させた水力発電所である。そしてこれ以降間組は森田の厚い信頼を得て、彼のもとで野花南、樽坪といった水力発電所を建設した⁴¹。したがって間組の特長は、そうした森田のプロジェクトの特長と一体を成す。例えば女子畑水力発電所ではその大きさもさることながら、合理的な発電所の運転を見越して川の流量変化の影響を受けにくい大規模な貯水池を持つ先進的なアイデアが採用された。また、野花南では空知川本流を堰き止めるダム式発電所が建設され

33 当時、西松工業所という社名を用いていたが、1916年に西松組に変更した。混乱を避けるために西松組で統一する（<https://www.nishimatsu.co.jp/company/chronicle/>）

34 土木工業協会・電力建設協会編『日本土木建設事業史』技報堂、1971年、749頁。

35 『創業回顧』西松組、1940年、3頁、26頁。

36 http://www.mlit.go.jp/tetudo/tetudo_tk2_000027.html および『創業回顧』西松組、1940年、4～5頁。

37 久保田豊「おもい出」西松建設株式会社編『西松三好追悼録 西松三好さんを偲んで』西松建設株式会社、1967年、38頁。

38 『創業回顧』西松組、1940年、16頁

39 鴨緑江橋梁に関しては、谷川竜一「境界を操る／境界に操られる建造物——鴨緑江の回転橋」荒川歩・川喜田敦子・谷川竜一・内藤順子・柴田晃芳編『境界の今をたどる』東信堂、2009年。

40 間組百年史編集委員会『間組百年史 1889～1945』間組、1989年、230頁。

41 谷川竜一「電気技術者・森田一雄と水力発電——植民地朝鮮の開発前史として」『土木史研究講演集』第37巻、日本土木学会、2017年。



図5 女子畑水力発電所の通水式（1913年9月）

この写真には間組の幹部はもちろん、当時間組にいた西松光治郎も写っている。森田の水力発電所建設のキャリアの最初から、間組と西松組と密接な関係を築いてきたことが読み解ける。森田は前から2列目の左から4人目と思われる。（間組百年史編纂委員会『間組百年史 1889～1945』232頁）

だが、これは日本国内では最も早いダム式発電所の一つであった。こうした経緯を踏まえると、間組は森田の挑戦的な計画を支えてきた施工組織であると言えよう。

そうした間組の特長を考える上で、特に注目したいのは1921年に始まった山梨県の樽坪水力発電所の工事であり、そこにおいて最も難工事となった長さ約10kmの長距離水路トンネルである。

このトンネル工事は間組の社内で「難攻不落の7号隧道」と近年まで記憶されていた工事であるが、難しいとされた原因は工事が糸魚川静岡構造線の断層帯を掘り抜くものだったからだ。⁴²南アルプスの山岳地帯を掘り抜くこの工事には、トンネル坑夫の親方である村上畷松一家（「けさまつ」と読み、袈裟松とも書く）が活躍した。⁴³村上に関しては後述するが、彼らが樽坪で活躍した理由の一つが興味深いので、そこから見ていこう。

工事が始まってしばらくすると1920年代の一連の経済不況の影響によって、当初の請負額でこの7号隧道の工事を進めることが難しくなってしまった。そもそも難しい工事であった上に、経済的な問題が起こったわけである。その結果トンネル工事を担っていた親方たちが離反してしまっただが、ここに間組配下の井上貞次郎の代理人・村上一家が、豊後の石工たちを引き連れ

42 間組百年史編纂委員会『間組百年史 1889～1945』間組、1989年、288頁。

43 間組百年史編纂委員会『間組百年史 1889～1945』間組、1989年、289頁。

てやってきた。そして村上らは最終的にその金額で掘り抜いたという⁴⁴。この出来事は村上が率いた集団の強い精神力や間組に対する義理人情の強さを示すように見える。当時現場の最高責任者であった間組の神部満之助は、トンネル工事の歌を作り現場で流行させるなど、苦境のなかにあった坑夫たちをあの手この手で鼓舞しており、そうしたなかで村上の無私な働きぶりは高く評価されたと考えられる⁴⁵。

こうした物語で強く印象付けられるのは、間組の強い結束力である。そもそも間組は土佐の士族の子弟らが集まってできた会社で、家族主義的な強い結びつきを誇っていた。そしてリスクの高い工事を進めていくなかで、そうした結束力を森田ほかの上位の技術者や、自らの手足となって働く村上らのような親方たちとも強めていったと考えられる。

以上をまとめれば、西松組は九州におけるトンネル掘削の豊富な経験と日窒の発電所建設を支えてきた実績を、間組は森田の挑戦的な水力発電工事を強い結束力で支えてきた実績をそれぞれテコにして、赴戦江水力発電工事に参画したと考えることができるだろう⁴⁶。

(4) 親方と朝鮮人・中国人労働者たち

赴戦江水力発電所の工事のなかでも最も難工事となったのは水路トンネルの掘削であったが、その現場で汗をかいた人物たちもここで見ておきたい。

西松組の工区を受け持った親方の一人、三又長作（1900～1949年）は現在の大分県佐伯市鶴見の出身である⁴⁷。ただし彼は赴戦江の工事に参加した最初（1926年）から親方であったわけではなく、工事を通じて出世し、1930年に西松配下の親方になったようだ。ここで注目すべきは彼が九州の現・佐伯市出身であることである。

佐伯市は土木史を語る上で極めて興味深い地域である。というのも近年筆者が調査を進めるなかで、佐伯市周辺の海岸部（旧南海部郡）の漁村から1920年代以降近年に至るまで、膨大な

44 小川蔵夫『回顧録』政経社、1967年、47～48頁。

45 間組百年史編纂委員会『間組百年史 1889～1945』間組、1989年、288頁。

46 本稿では西松組と間組の2社を検討しているが、赴戦江にはそれ以外に松本組と長門組という施工会社が参画している。これら四つの組を見ると、西松は水路トンネル以外に堰堤を、間組は水路トンネル以外に発電所をそれぞれ請け負っているが、松本組と長門組は水路トンネルしか請け負っていない。また、赴戦江の後に日窒と強く結びついていった西松組や間組と比較すると、松本組と長門組には強い個性や日窒とのはっきりとした互惠関係は見えない。もちろん経験ある業者であることは確かで、松本組は朝鮮の鉄道路線のうち赴戦江に近い咸鏡線の工事を行ってきた経歴を持っていたし（日本実業興信所編輯部編『日鮮満土木建築信用録』日本実業興信所、1925年、327頁）、長門組も出身は山口であったが当時京城に本店を置き、朝鮮各地に支店を置いていた（藤本梅良『新興の咸南 赴戦嶺水電工事』新興の咸南社、1929年、16頁）。さらに、朝鮮の土木界において1922年から1932年の間——ちょうど赴戦江水力発電所の建設時期である——に、工事の指名及び落札金額は、1位が間組、2位が長門組、3位が松本組、4位が鹿島組、5位が西松組となっており、上位5枠のうち4枠をこの赴戦江関連の請負業者が独占している（牧野良三『請負業者の所謂談合に就て』新家猛、1935年、156～157頁）。以上のことを考えると、日窒は朝鮮に進出する上で地元理解を進めるためにも、朝鮮の大手業者と組む必要があったのではないだろうか。例えば「朝鮮には妙な約束があって、朝鮮の土木協会員たらざる者は、朝鮮で仕事してはいけないという規約があった」（高梨光司編『野口遵翁追懐録』野口遵翁追懐録編纂会、1952年、859頁）とされる。そうした事情からも地元業者と組んだと思われる。

47 筆者による2016年5月7日三又長作の孫・三又庄司氏へのインタビュー（以下、「2016年5月7日三又庄司氏インタビュー」とする）。

数のトンネル坑夫が全国の工事現場へ出稼ぎに出たことが具体的に分かってきた。彼らの多くは1910年代の日豊線の建設工事——佐伯付近はリアス式海岸のためトンネルが極めて多い——に参加することでトンネル掘削技術を学んだとされる。そしてそれを契機にトンネル坑夫集団として組織化されていったと考えられており、土建業界では「豊後土工（ぶんごどっこ）」⁴⁸と呼ばれる。地方の漁村であっても現金収入が重視され始めた時代において、土木工事は重要な収入源であった。

先に見たように1914年以降に西松組は日豊線をはじめ多くの九州の工事に関わっていた。このことを考えれば、三又も現金収入を求めた浦辺の人々の一人であり、日豊線などの工事を通して西松組に雇われたか、あるいは西松組に雇われた地元の坑夫の伝で、赴戦江へと出て行った可能性が高い。しかも三又家の資料によれば三又長作は1930年、京都帝大・土木科出身で後に西松の社長となる西松三好の名義人となっている。⁴⁹名義人という義理人情的な名前が示す通り、ここで西松は三又を親方と認め、家族的な結びつきを強めていた。三又は後に多くの朝鮮人坑夫たちを東ねて朝鮮で精力的に働いたようであり、このことは三又という若い親分を媒介にして現地の労働者たちと西松組がより強く繋がったことも意味する。西松はこうして労働力・技術力を取り込んだのである。

次に赴戦江の水路トンネル工事における間組第一横坑を担当した親方・村上春蔵（1905～1992年）を見てみたい。彼は先の樽坪発電所の「難攻不落の7号隧道」で活躍した村上一家の一人である。間組担当の第一横坑は水路トンネルのなかでも最も発電所寄りの現場の一つであり、山脈の真下を貫く工事であった。そのため斜面にへばりついて飯場を設置せねばならなかったことに加え、⁵¹より上流の現場であふれた湧水がすべて彼の現場へ押し寄せることになった。若干20歳であった村上春蔵



図6 朝鮮の現場における三又長作（中央）
（『前進』庄司建設工業有限会社、2011年）



図7 村上春蔵と村上組が担当した第一横坑の入り口
（藤本梅良『新興の咸南』）

48 「豊後土工」『西日本新聞』西日本新聞社、1976年4月26日～5月3日。

49 組によって微妙に形態が異なるようだが、概ねその組や幹部お抱えの親方のような立場と考えられる。

50 筆者による2016年7月14日村上岷松の孫・村上禎氏へのインタビュー（以下「2016年7月14日村上禎氏インタビュー」とする）

51 藤本梅良『新興の咸南 赴戦嶺水電工事』新興の咸南社、1929年、7頁直前。

は、その難しい工事のなかで非常に目立った働きをしたようで、いくつかの資料に威勢のよい若い坑夫として名前が記録されている。⁵²

実はこの村上春蔵も、大分県佐伯市の大入島出身であり豊後土工の一人である。ただし村上一家に関して言えば春蔵の父・畷松（1880～1952年）が、豊後土工が成立するきっかけとなったと言われる日豊線の建設以前の1905年に、佐伯で親方となって村上組を起こしていた。このため典型的な豊後土工とはやや異なる出自を持つ。彼らは1918年に間組配下の井上貞次郎の下でなされた京釜線の増若トンネルの掘削工事や、⁵³1919年の博坪の7号隧道などで経験を蓄え、他の豊後土工に比べ技術において一頭地を抜いていたと考えられる。

三又や村上といった親方連やそれに準じる立場の者たちは、請負会社と多数の現場労働者を媒介する人々であり、全体の労働者の数から見れば数は少数だった。そのため削岩機やダイナマイトを用いる熟練工は足りず、日本の鉱山からも坑夫を募集して集めたという。また多数の朝鮮人や中国人の労働者（いわゆる苦力）も集められた。堀内の研究で明らかのように、彼らのなかにはそもそも釜山港から日本へ行こうとして水際で止められ、そのまま赴戦江の現場まで連れてこられた者などが多くいた。⁵⁴また中国人たちは、山東から4月頃に500人から1000人といった単位でやって来て、9月頃再び中国に戻るという季節契約を結んでいたらしい。その間は野原に放り出されていたという日本側の証言もあり、朝鮮人よりもさらに苛酷な環境・賃金で酷使されたようだ。朝鮮人・中国人その他含めて水路工事全部で5000人程度の労働者が雇われていて、民族別の飯場で暮らしていた。一つの坑には合計200～300人の労働者たちが働いていたが、中国人たちは内部に入るのを嫌がって運搬の仕事に従事しており、坑内に入るのは専ら朝鮮人たちの仕事であったという。彼らは親方について作業をしていたが、坑内は冷たい水で満ちており12時間の2交替制で進み、外に出れば皆ストーブに抱きつくような労働であった。⁵⁶

事故も極めて多かった。佐藤時彦の記憶では横坑よりも縦坑の掘削技術が問題で、多くの組がその経験を持っていなかったためにダイナマイトの暴発が頻発した。またそうした事故はコミュニケーションのミスや火薬に対する無知なども主な原因としてあり、犠牲者は必然的に朝鮮人や中国人が多くを占めた。工事後に佐藤が確認したところによると赴戦江の現場における死者は約200人、そのうち日本人は10人以下であったという。⁵⁷しかし中国人などはきちんと書類で把握されていなかったらしく、⁵⁸死者はそれ以上いた可能性もある。また、佐藤自身も認

52 土木工業協会・電力建設協会編『日本土木建設事業史』技報堂、1971年、743頁。永塚利一『久保田豊』電気情報社、1966年、140頁。

53 津田誠一『建設人物史』（上）、建設人社、1967年、302頁。

54 堀内稔「朝鮮民衆との摩擦・抵抗」姜在彦編『日窒コンツェルンの研究』不二出版、1985年。

55 佐藤時彦「いかにして赴戦江の水路を掘ったか」岡本達明・松崎次夫『開書水俣民衆史5巻 植民地は天国だった』草風館、1990年、42頁。土木工業協会・電力建設協会編『日本土木建設事業史』技報堂、1971年、743頁。

56 藤本梅良『新興の咸南 赴戦嶺水電工事』新興の咸南社、1929年、11頁。

57 佐藤時彦「いかにして赴戦江の水路を掘ったか」岡本達明・松崎次夫『開書水俣民衆史5巻 植民地は天国だった』草風館、1990年、46頁。

58 平上嘉市「赴戦江堰堤と曝首」岡本達明・松崎次夫『開書水俣民衆史5巻 植民地は天国だった』草風館、1990年、53頁。

めているように怪我人となれば数知れない有様だったし、別の記録にも特にダイナマイトの暴発による失明が目立ったと記されている。⁵⁹

ここで、親方および親方の下で働く労働者たちの仕事を三点に短くまとめておきたい。まず一つ目として、請負業者を内地で長く支えてきたトンネル坑夫やその親方が、赴戦江の工事に参画していたと考えられることだ。特に本稿で見た親方たちは、すでにあった請負業者との直接・間接的なネットワークを通じて赴戦江の工事へと参入したと判断できる。二つ目は、森田ら日窒の技術者が、他に鉱山などから経験ある坑夫を集めることでそうした親方の不足を補いながら、実質的な水路トンネルの工事を朝鮮人や中国人に担わせたことだ。彼らは多くは全くの素人で、はじめて削岩機（ジャックハンマーとドリル）に触れたのであり、ここでトンネルの掘削を「学んだ」と言えよう。三又長作はそうした朝鮮人たちを組織して後に自らの組を立ち上げている。そして三つ目として彼らは劣悪な条件のもとで工事に参画しており、リスクの高い工事を急いだことによるしわ寄せを一身に受けることになった。技術者や請負業者の資料に掲載された亡くなった坑夫や傷病者に対する視線や扱いは、現代の視点から見れば驚くほど淡泊に描かれており、彼らがまさしく計算かつ取り換え可能な労働力とみなされていたことは明らかである。

第3章 考察——湧水に悩む現場と佐藤による解決

赴戦江水力発電所の巨大発電能力は、流域変更方式を可能にした長距離水路トンネルがあってこそその能力であり、久保田たちもその工事を最重要視していた。しかし工事が進むにつれ、その水路トンネルで大きな問題が発生した。掘削現場で増え続ける湧水が無視できなくなり、それを吸い上げるポンプのための電力が足りなくなったのである。

その時点でトンネルはある程度貫通していたが工事は多く残されており、工程が遅れるとともに混乱が始まった。特にトンネル掘削作業は、掘った距離や量に応じた出来高払いである。したがって削岩機を動かさないということは、組や坑夫たちにとって全く稼ぎがないことを意味し、彼らはいきり立った。この危機を技術者たちはいかに乗り越えたのか。ここで短く検討したい。⁶⁰

この湧水による工事の遅れは日窒本体の経営陣にも衝撃をもたらし、1929年春に興南のクラブで幹部や工事責任者たちが集まって対策会議が開かれた。社長の野口遵、朝鮮水電の専務の森田一雄、工務部長の久保田豊、建設所長の松村種雪はもちろん、各請負業者の社長や幹部が集まった会議である。会議における各責任者の発言はいずれも個別の言い訳に終始していたらしく「会議は何とも言えない重苦しさで一杯であり」、「野口は鬼神のような雰囲気を漂わせていた」。そして別室に控えていた水路トンネル工事担当の佐藤時彦が野口に呼び出され、対策を言うように命じられたという。

ここで佐藤は極めて興味深いアイデアを披露した。彼曰く、まず水路トンネルを途中で一旦

59 藤本梅良『新興の咸南 赴戦嶺水電工事』新興の咸南社、1929年、26頁。

60 以下は佐藤の複数の記録に基づく。佐藤時彦「いかにして赴戦江の水路を掘ったか」岡本達明・松崎次夫『聞書水保民衆史5巻 植民地は天国だった』草風館、1990年。佐藤時彦『土木人生五十年』中央公論事業出版、1969年。

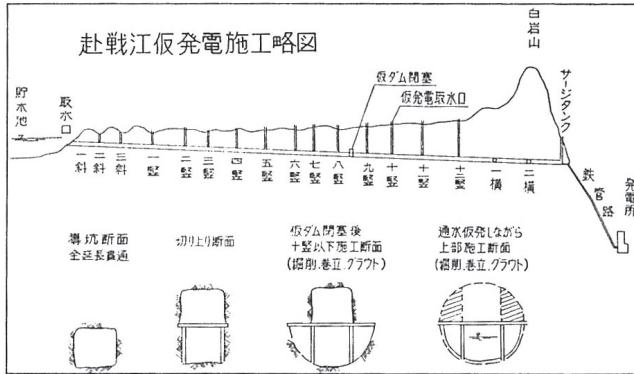


図8 佐藤による水路トンネル工事の解決案
(佐藤時彦『土木人生五十年』中央公論事業出版、1969年、91頁)

塞ぎ、閉鎖部より上流・下流に作業場を分ける。次にポンプを下流部のトンネルに集中配置しそこにおける足下のコンクリート施工に専念する。これによって下流部のトンネルに水を流すことが可能になる。そして水路トンネル付近を流れる工事とはまったく関係のない川の水を、できあがった下流部の水路トンネルに導水し、赴戦江第一水力発電所を仮発電させる。そしてその電力を使って今度は上流部

の水路トンネルでポンプを動かし施工を進める。また下流部のトンネル内には水が導水されていても仕事ができるようにトンネル中段に作業台を作り、そこに立って残されたトンネル上部のコンクリート施工を行うというものであった。未完成の赴戦江水力発電所を動かしながら、その電力で工事を進めるという大胆かつ奇抜なアイデアと言えよう。

これに対して野口は予想工費を佐藤に述べさせた上で、この案を即座に採用した。そして佐藤はすぐさま実施に入ったが、当然ながら仕事を止められたり、変則的な工事を命令されたりした組から「ごうごうたる批難の声」があがった。加えて資金面で困り果てた組が出てきたり、佐藤の部屋まで来て「仕事を取り上げるとは一体どういう魂胆なのか」とドスを突き立てたりした親方もいたという⁶¹。佐藤は硬軟織り交ぜて対応し、最終的には湧水問題を乗り越えて施工を完成させたのだった。

このエピソードには佐藤が持っていた極めて重要な二つの技術的特性が示唆されている。

一つ目は、佐藤の解決案が各現場はもちろんのこと、三つの工区を飛び越えた視野で考えられていることである。組織や規則から思考を始める技術者の場合、思いつかないアイデアであろう。しかも付近の川の水を用いるアイデアなどは、佐藤が工区外まで注意を払っていたことを示している。

二つ目は彼が、日窒の頂点に立つ野口遵や最高幹部を合理的に説得しつつ、一方でドスをちらつかせる下請けの親分とも平然と交渉を行っている点である。エンジニアである野口や彼に率いられた幹部技術者は、理路整然とした説明でなければ納得しなかつたであろうし、親方連も、自分たちと同じ現場の雰囲気と共有し、彼らが納得できる腕の良さを持つ技術者の言い分であれば、内容が合理的であっても納得しなかつたであろう。また佐藤自身も、この機会にこれから苦難を共にできる技術者や組、親方らを冷静に見定めようとしていたのかもしれない。

全体を俯瞰しつつ工区や組の仕事を柔軟に編成し直すという際だった佐藤の創造性、そして多様な人間たちを繋ぐ彼の高いコミュニケーション能力によって、日窒は危機を乗り切ったの

61 この顛末は省略するが、佐藤は親方を雇っている組が給料を払えないのは、組に経営体力がないことが原因であり、そちらに文句を言えと突っぱねたようだ。

である。これは別の見方からすれば、佐藤の創造性を受け入れる合理的な議論のアリーナが日窒の技術陣にあったこと、そしてそれを受け入れて実行するだけの迅速なトップダウンの意志決定システムがあったこと、建設に向かって工区や現場を超えて「協働」する下地が形成されつつあったことを示していると考えられる。

このエピソードで代表されるような技術者の創造性を発揮できるポジションを、佐藤も久保田も求めて民間に出たのであり、彼らにとっては満足できる環境だったと言えよう。そしてそうした空気は建設現場全体で共有されていた。というのも佐藤に言わせれば現場では「実施に当たっての困難を排除するためには、自分の創意と努力以外には、何ものも当てにすることはできない、といった調子で、当に意気軒昂の気概」に満ちていたという。しかしそれは佐藤のもう片方の冷めた目で見ると「無統制というか無茶苦茶というか、各々が天下様になったような気持」でいたのであった。こうして迅速性・合理性・創造性を追い求めた結果、より現場に近く理不尽な環境で働かされていた朝鮮人や中国人、そして一部の日本人労働者にリスクが集まったことは言うまでもない。技術者たちの創造性が解き放たれた、あるいは野放しにされた場所が、赴戦江水力発電所の工事であった。

結 論

朝鮮の電源開発は冒頭でも述べたように、日窒が朝鮮総督府の協力のもとでリードしてきた。図9を見ても分かるように、日窒による巨大発電所の建設が朝鮮全体の発電設備を押し上げてきたと言ってよい。赴戦江水力発電所（第一着工1926年～第四竣工1932年、合計20万kW）の後、長津江水力発電所（第一着工1933年、第四竣工1938年、合計33万4千kW）、虚川江水力発電所（第一着工1937年、第四竣工1943年、合計34万kW）、そして水豊水力発電所（着工1937年、発電開始1941年、計画70万kW、敗戦時60万kW）を日窒は稼働させた。いずれも朝鮮の電力事情に大幅な飛躍をもたらした発電所である。

そして強調しておきたいのは1930年代に稼働を開始した赴戦江・長津江・虚川江といった一連の巨大水力発電所の方式が、すべて流域変更方式であったことである。その理由は、いずれの河川も地理的条件が似通っており、すべて脊梁山脈を貫いて日本海側へ水を落とせば大電力が期待できたからである。この事実を踏まえれば、流域変更方式こそ1930年代の朝鮮半島における水力発電の核心と言っていい。そして流域変更方式を採用する際は、山岳部を貫く長距離水路トンネルを掘ることが不可避であった。そうだとすれば、当該時期の植民地朝鮮における巨大水力発電所建設の核心的要素は、流域変更方式における水路トンネルの掘削技術だと考えることもできる。朝鮮に工業化をもたらした電力供給は、水路トンネルの掘削技術が鍵を握っていたのである。

そしてその施工を担ったのは、内地で森田が育て、植民地において久保田・佐藤が加わり、西松組とその親方連も参加して刷新された、いわば「帝国の建設協働体」であった。その「協働体」は植民地権力や内地・外地間の不均衡な社会構造がもたらす「メリット」を最大限活用し、いくらかでも取り換えられる多大な労働力——不遜な言い方だが、企業家にとって計算可能な労働力とはそういうものだろう——も手に入れたのであった。

考えておきたいことは、森田がこうした挑戦的技術を駆使しうる「建設協働体」を赴戦江以

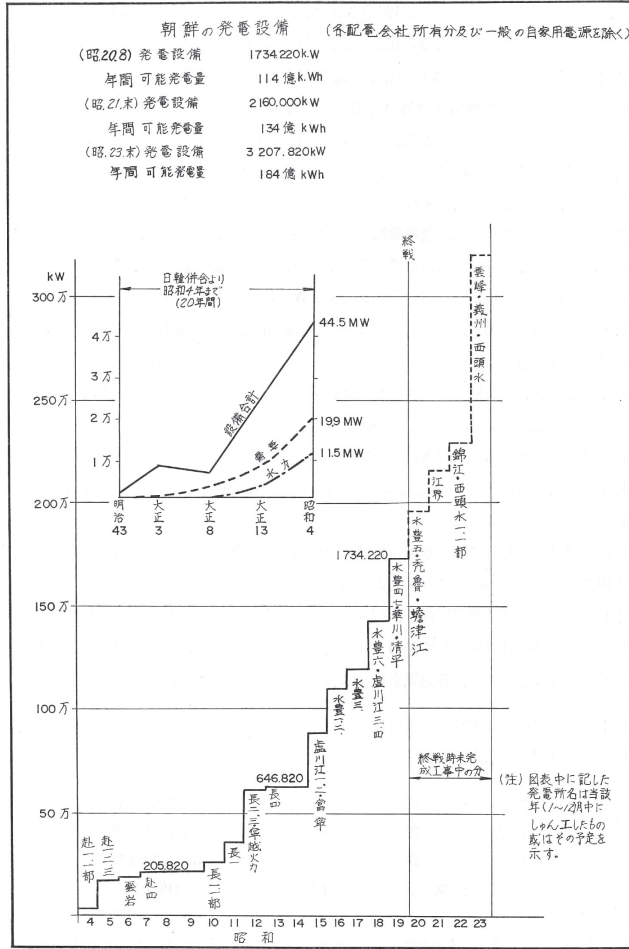


図9 朝鮮の発電設備の伸び
(朝鮮電気事業史編集委員会『朝鮮電気事業史』中央日韓協会、224頁)

前にある程度すでに育てていたことに加え、電気技術者である自分を中心となって「電気技術者による水力発電指導論」といういわば彼の技術哲学あるいは技術思想を唱えていたことだ。このうち前者の「建設協働体」は先述のように赴戦江水力発電所の建設を通じて継承・変化を遂げた。それでは後者の技術思想はどうなったのか。森田のこの「協働体」を取り込んだのは日窒であり、日窒の総帥である野口遵は、森田と東大で同級の電気技術者であったことを私たちは今ここで思い出すべきだ。森田から野口へ、エンジニアからエンジニアへ、その技術思想もまた受け継がれたのである。しかも技術屋稼業一筋であった森田に比べると、野口は電気技術者であるだけでなく巨大企業の経営者であり、技術的かつ経済的合理性に基づく意志決定を、豊富な資本によって自力かつ迅速に行える環境を持っていた。技術者たちは思想に加えて資本

を得たのであり、自らの資本で開発を進めるという、いわば自走可能な「建設協働体」が植民地で生まれたと言っていいかもしれない。事実、その後の日窒は時に政治家や軍人たちをリードする形で、巨大開発を行って行くのである。

以上が結論であるが、研究会において投げかけられた質問に対して、筆者自身の作業仮説を最後に述べておきたい。

本論で述べた「建設協働体」というのは筆者によるひとまずの造語であり、久保田豊や佐藤時彦らの戦後の仕事までを射程に入れながら引き続き検討する必要があると考えている。そのためこの「協働体」という言葉が、20世紀における彼らの建設活動を通して有効かどうかは筆者自身もまだ確信を持っていない。

ただし「協働」という言葉を使った理由は、志を同じくする者たちの相互理解にもとづく協力的な作業や、関係者間の合意の下での契約的な労働を想定しているわけではないことを付記しておきたい。森田をはじめとする技術者らの歴史を追っていくと、彼ら技術者が野口率いる

日窒の下に「意識して」集まったとは考えにくい。本論を見てもわかるように、「帝国の建設協働体」は、誰か一人のデザイナーが造りあげたというよりは、システムとして有機的に生まれ出たと考える方が自然ではないだろうか。つまり、技術者らが望んで日窒に集結したわけでもなく、日窒が望んで彼らを取り込んだわけでもない。むしろ技術という思想そのものが要請する合理的な思考・活動形態がシステムとして編成されるに及び、無意識かつ必然的に彼らは植民地朝鮮に集合し、それによってその後自走していく「建設協働体」が誕生したのではないか。

そしてその下部構造には、取り換え可能かつ計算可能な労働者たちがおり、それによって「建設協働体」はさらに高い合理性や迅速性、可変性を獲得した。しかも興味深いことに、彼らは「親方一子分」という義理人情や、異民族に対する明確な差別意識及び無関心などによって結束・分断されていた。いわば「建設協働体」は、前近代のかつ植民地的で不条理な社会構造を自分自身のなかに組み込むことで、危険やリスクを近代的に手なずけたのである。

筆者はそのような仮説をめぐらせつつ、技術者らを協働させ、彼ら自身が思ってもみなかった大規模水力発電所を計画・完成させたのは、技術という思想そのものではなかったかと疑っている。当然、それは技術立国を唱えた戦後日本へと継承されたはずであり、そこに植民地研究と現代日本を切り結ぶ重要な回路が一つ、横たわっているのではないだろうか。

本論文は、JSPS 科研費・基盤研究(B)「20世紀北朝鮮の建築・都市通史の解明」(研究課題番号:26289221、代表・谷川竜一)の成果の一つである。

植民地支配期における韓国近代憲法思想の展開

國分典子

はじめに

本報告を行うにあたり、主催者側から求められたのは、「植民地支配における近代法の伝播、朝鮮人法学者の学知について議論する」というものであった。この点でまず述べておきたいのは、憲法の領域では「近代法の伝播」はかなり屈折した形で起こっているということである。そもそも法が統治の手段という意味をもつ以上、支配者側の作った法は被支配者側からの抵抗を受けやすい。なかでも特に「国家の統治のあり方を示す基本法」であり、国家の基本的価値観を内包する憲法に関しては、技術的要素の強い分野と異なり、支配者側の統治についての思想がどこまで被支配者側に受け入れられるのかという問題が生ずる。韓国（以下、この報告では被支配者側の視点から憲法思想の展開を考察するため、大韓帝国時代以降について、植民地時代も含め、「韓国」の名称を用いることとする）が日本の支配を違法なものとして捉えている状況では、これとはとりわけ先鋭化しやすい問題であった。

具体的に言えば、韓国では植民地支配に抵抗する独立運動家たちが大韓民国臨時政府を作り、大韓民国臨時憲法を制定した。臨時政府は実質的な統治能力をもっていたわけではなかったが、現在の韓国憲法は前文で「臨時政府の法統」を継承することを謳っており、臨時憲法は韓国の近代的憲法の始まりといえる位置づけを有している。このような観点を踏まえて、この報告では、植民地時代に入る前に日本の憲法学がどのように入っていったか、そして臨時政府において韓国でどのような憲法思想が形成されていったかを考察し、両者の間にどのような関係性があるのかを考えることとした。

第1章 韓国における「憲法学」の受容

朝鮮半島で最初の近代的な法学教育機関ができたのは、1895年の法官養成所の設立によってであったと言われている¹。それ以外にも、いくつかの官立学校、私立学校が作られたが、いずれもそこでの教育内容はほとんど明らかではない。この時期の法学分野の資料については、金孝全教授の詳細な調査がある。それによれば、憲法や国家学に関するテキストと考えられるものとしては、

- ① 趙聲九『憲法』1907年

1 金孝全『近代韓国の法制と法学』（世宗出版社、2006年）165頁参照。

2 김효전『근대 한국의 국가사상』（철학과 현실사、2000年）742頁以下。

- ② 兪致衡講述『憲法』1908年
- ③ 金祥演『憲法』1908年
- ④ 高田早苗（鄭寅琥訳述）『憲法要義』1908年
- ⑤ 朴勝彬『憲法』1908年
- ⑥ 張世基『憲法要義』1908年（?）
- ⑦ 羅璿・金祥演『国家学』1906年
- ⑧ 萬歳報連載『国家学』1906年
- ⑨ 伯倫知理（安鍾和訳）『国家学綱領』1907年
- ⑩ 金祥演選述『国法学』1907年
- ⑪ 伯倫知理（鄭寅琥訳述）『国家思想学』1908年

がある。このうち⑥については、金孝全教授の著書の中でも④と間違えられている可能性が付言されている³。④⑤については長く所在がわからなかったが、近年、吉川絢子氏の調査でいずれも高麗大学校に所蔵されていることが判明した。同氏の調査によると、⑤は大日本帝国憲法条文の翻訳であるとのことである。その他についてはいずれも影印本が出ており、内容を確認することができる。

報告者はこれらについて過去に検討したことがあるが、「訳述」となっていないものも当時、日本の学校で行われていた講義の講義録や教科書とほぼ同じ内容になっている。著者のうち、兪致衡と金祥演は日本に留学しており、兪致衡の『憲法』は同著の冒頭で穂積八束のものを「準拠採用」と明示しているとおり、留学先で聴いたと思われる穂積八束の講義録に酷似し、金祥演の『憲法』は副島義一の講義録に酷似している。趙聲九は留学経験不明であるが、かれの『憲法』の内容は金祥演の『憲法』に非常に似ている。羅璿・金祥演『国家学』は高田早苗『国家学原理』（東京専門学校版、明治34〔1901〕年3月製本早稲田所蔵）やコンラート・ボルンハク（菊池駒治訳）『国家論』（早稲田大学出版部、明治36〔1903〕年）を部分的につなぎ合わせた形になっており、金祥演『国法学』は有賀長雄『国法学（完）』（東京専門学校版、明治34〔1901〕年製本請求早稲田所蔵）にかなり似ている⁵。

⑧の萬歳報『国家学』は漢文になっており、これを韓国語訳した金孝全教授は「ドイツの国家学の本を抜粋し翻訳した中国の文献⁶」を元にはしているのではないかとしているが、原本は不明である。

以上のように、当時の韓国における憲法の教育内容がわかるような資料として現在残っている、1906～8年ごろ、相次いで出された韓国人による憲法の教科書の内容は、ほとんどが日本で行われていた憲法の講義録あるいはテキストを引き写したもの、または日本か中国を経由して入ったドイツの国家学の翻訳書であった。

この点だけから見れば、日本の憲法学は韓国の憲法学の源流になったとみることができるか

3 김효전前掲『근대 한국의 국가사상』757頁。なお、澤田哲「朝鮮の教育救国運動期における教科書の研究」『比較教育学研究』23号（1997年）99頁以下によれば、張世基は当時、広成義塾や徽文義塾の塾長を務めている。

4 國分典子『近代東アジアと憲法思想』（慶應義塾大学出版会、2012年）172頁以下。

5 以上について、國分前掲『近代東アジアと憲法思想』200頁参照。

6 金孝全「역사해설」『国家学（金孝全譯）・国家学綱領（安鍾和譯）・国家思想学（鄭寅琥譯）』（冠岳社、2003年）3頁。

もしれない。但し、これら教科書の内容がどこまで植民地時代の憲法思想形成に影響を与えていたかを見極めるのは難しい。というのも、冒頭で述べた大韓民国臨時政府の憲法思想は、これらの専門学校での授業とはあまり接点をもたないところから、生まれてきたからである。以下では、大韓民国臨時政府の憲法思想を見てゆくこととしたい。

第2章 大韓民国臨時政府の成立と憲法文書

大韓民国臨時政府が成立するのは、1919年の3・1独立運動を契機としてのことである。前述の憲法学の導入と臨時政府の憲法制定とは年代的にも10年ほどの時差がある。憲法の教科書が日本の憲法を元にした君主制における憲法の話であったのに対し、臨時政府は、「大韓民国」を名乗り、「民主共和」国であることを表明した。

もちろん民主制の議論は開化期の頃にもあった。しかし、このような国家観に大きく舵を切る重要な契機となった⁷と考えられるのは、1911年に起こった辛亥革命であったと思われる。北京にいた曹成煥が安昌浩に送った手紙の中では、「四千年、老大帝国の腐敗した専制を打破し、大陸に榮譽ある共和制を建設し、少数の血で金功を収め……」⁸と辛亥革命の成功を讃え、「中華のこの成功はまさに半島の先鋒だ」と述べられている。

1917年には、申禔・趙鏞殷・申獻民・朴容萬・韓震・洪煒・朴殷植・申采浩・尹世復・曹煜・朴基駿・申斌・金成・李逸によって「大同団結の宣言」が出される。この宣言は、君主制からの移行を明示的に宣言する文書として最初に出されたものではないかとされている¹⁰。同宣言では「隆熙皇帝が三宝を放棄した八月二十九日は即ちわれら同志が三宝を継承した八月二十九日である。その間に瞬間も停息はないのである。われら同志は完全な相続者であり、かの帝権消滅の時が即ち民権発生の時である……隆熙皇帝の主権放棄とは即ちわが国民同士に対する黙示的禪位である」と述べている。すなわち、主権が皇帝から国民に移ったことが宣明されたのであった。同時に、「その間に瞬間も停息はない」として、主権が日本に移るのではない、自分たちが「相続」するのだということも主張されている。その後、「大同団結の宣言」に参加した者の多数と、金奎植、安定根、李承晩等を含め、39人が参加した1919年2月の「大韓独立宣言書」でも、「大韓民主の自立」が宣布されている¹¹。

金正明編『朝鮮独立運動Ⅱ——民族主義運動篇』によれば、1919年4月1日「朝鮮共和国仮

7 但し、民主制導入についての議論はそれ以前からあった。新民会の議論やアメリカ在住の韓国人たちによって組織された共立教会における議論について、박찬승『대한민국은 민주공화국이다』(돌베개, 2013年) 103頁以下参照。

8 1912年(日付不明)曹成煥から安昌浩への手紙『島山安昌浩資料集(2)』韓国独立運動資料叢書 第5輯(独立記念館附設韓国独立運動史研究所, 1991年) 73頁。

9 前掲1912年(日付不明)曹成煥から安昌浩への手紙 74頁。

10 「大同団結の宣言」は、『島山安昌浩資料集(3)』韓国独立運動資料叢書 第6輯(独立記念館附設韓国独立運動史研究所, 1992年) 232頁以下に所収。また「韓国独立運動史情報システム」のHPでも原文を見ることができる。

11 1919年2月(日にちは不明)の「大韓独立宣言書」は「韓国独立運動史情報システム」のHPで原文を見ることができる。「大韓独立宣言書」については서희경・박명립「민주공화주의와 대한민국 헌법의 형성」『정신문화연구』30巻1号(2007年) 81頁等参照。

政府組織の布告」および「朝鮮共和国仮憲法」が出されている。¹² 同著では、上海フランス租界の「仮政府の定めたる所謂仮憲法（英文）なるもの一部入手し翻訳する」として、以下の内容を記している。

- (1) 朝鮮共和国は北米合衆国に倣ひ民主的政治（政府）を採用す
- (2) 朝鮮共和国の人民は男女の別、社会上の地位或は財産により區別を設くることなく平等たるべし
- (3) 朝鮮共和国の人民は信教、言論、結社の自由を享有すべし
- (4) 朝鮮共和国の人民は公民たる以上凡て選挙及官吏たるの権を有す
- (5) 朝鮮共和国は世界の平和と文明を期する国際同盟に加盟すべし
- (6) 朝鮮共和国は之に依りて共和国が建設されたる国民的理想が神意に一致することを表明す
- (7) 国民会議及仮政府は版図が完全に回復されたる後一ヶ年以内に議會を招集すべし
国民会議は議會が召集せらるる迄は議會を代行すべし

この仮憲法は今のところ、前述の金正明の文献以外では言及が見当たらず、英文現本の所在が明らかではない。ともあれこの後、4月11日には、上海にできた大韓民国臨時政府による「大韓民国臨時憲章」第1条で「大韓民国は民主共和制とすること」が宣布されたのであった。臨時憲章は以下の全10条から成る。

- 第1条 大韓民国は民主共和制とすること
- 第2条 大韓民国は臨時政府が臨時議政院の決議に依って此を統治すること
- 第3条 大韓民国の人民は男女貴賤及貧富の階級が無く一切平等であること
- 第4条 大韓民国の人民は信教・言論・著作・出版・結社・集会・信書・住所・移転・身体及所有の自由を享有すること
- 第5条 大韓民国の人民で公民資格が有る者は選挙権及被選挙権が有ること
- 第6条 大韓民国の人民は教育 納税及兵役の義務が有ること
- 第7条 大韓民国は神の意思に依り建国した精神を世界に發揮し、進んで人類の文化及平和に貢献する為に国際連盟に加入すること
- 第8条 大韓民国は旧皇室を優待すること
- 第9条 生命刑 身体刑及公娼制を全廢すること
- 第10条 臨時政府は国土恢復後満1箇年以内に国会を召集すること

臨時憲章の内容には、先の「仮憲法」の内容がほぼ盛り込まれている。「仮憲法」が「一部入手」と書かれていることを考えるなら、臨時憲章の元になったものである可能性もある。¹³

この時代、上海の大韓民国臨時政府のほか「朝鮮民国」、「新韓民国」、「大韓国民議會」等

12 金正明編『朝鮮独立運動Ⅱ——民族主義運動篇』（原書房、1967年）35頁以下。

13 「朝鮮共和国仮政府組織」については、

首相李承晩、内相安昌浩、外相金奎植、蔵相崔在亨、陸相李東輝

となっているのに対し、臨時憲章の宣布文では、

臨時議政院議長李東寧、臨時政府國務総理李承晩、内務総長安昌浩、外務総長金奎植、法務総長李始榮、財務総長崔在亨、軍務総長李東輝、交通総長文昌範
となっており、人事配置も類似している。

が名乗りを上げ、そのうちのいくつかは宣言書や約法を出しているが、最終的には、統合臨時政府が成立し、臨時議政院によって1919年9月11日に全58条からなる「大韓民国臨時憲法」(第1次改憲と呼ばれる)が制定された。

但し、「統合」といっても各地の臨時政府の足並みはあまり揃っていなかったようである。ロシアにあった大韓国民議会は4月29日に大韓民国臨時政府を「臨時承認」したものの、政府・議会をどこにおくかで統合交渉は困難に直面した。一方、臨時憲章宣布文で、「臨時政府國務総理」とされていた李承晩は、上海臨時政府の呼びかけに答えようとせず、「漢城政府大統領」を名乗った。韓国独立運動史研究所の資料によると、「漢城政府」は4月23日に「ソウルで韓国13道の代表25人の名義により、国民大会の形式を借りて発表した臨時政府」であったが、実体ははっきりしない「ピラ政府」であった。ただ、漢城政府の文書をみた李承晩が漢城政府大統領を自任し、外交・宣伝を積極的に展開していったようである。李承晩が漢城政府の「法統」を主張するようになったため、大韓民国臨時政府は、李承晩との交渉過程で大統領制への変更を迫られるようになったらしい。臨時憲章が第2条で「臨時政府が臨時議政院の決議に依って此を統治する」として議院内閣制を想定していると思われるのに対し、1919年の臨時憲法は、内閣制を加味した大統領制を採っているのは、こうした背景があったためと考えられる。臨時憲章は、趙素昂が起草した臨時憲法案が臨時議政院で討議されて作られたものであった。一方、1919年の臨時憲法は臨時政府の法務次長であった申翼熙が「臨時憲章を基礎にこれを全面的に補完」したといわれている¹⁷。

統合後の臨時政府の憲法文書としては、1925年4月7日の「大韓民国臨時憲法」(第2次改憲)、1927年3月5日の「大韓民国臨時約憲」(第3次改憲)、1940年10月9日の「大韓民国臨時約憲」(第4次改憲)、1944年4月22日の「大韓民国臨時憲章」(第5次改憲)と、1941年11月25日の「大韓民国建国綱領」が存在している。

それぞれの憲法文書の定める統治形態は様ではない。第1次改憲の臨時憲法は大統領制であったのに対し、1919年の臨時憲章、第2次改憲と第3次改憲は、臨時議政院と國務會議の間に議院内閣制的な構造がみられる。1940年の第4次改憲では、國務會議ではなく國務委員会という名称が使われ、ソビエト的な構造が予定されていたのではないかとの見方もある¹⁸。第5次改憲はこの國務委員会の名称を踏襲しつつ、再び臨時議政院との間の議院内閣制的な構造をもつものとなっている。こうした変化には、臨時政府内の各派の勢力関係や臨時政府を取り巻く海外の影響が反映していると考えられる。

14 李炫熙『大韓民国臨時政府史』第2版(集文堂、1983年)396頁以下が国民大会の「約法」や漢城臨時政府の「臨時政府令第1号」、「朝鮮民国臨時政府創立章程」、「新韓民国臨時政府宣言書」等の内容を掲載している。各団体については、同著66頁以下参照。

15 以上について、韓国独立運動史研究所編『韓国独立運動の歴史』(韓国独立記念館・韓国独立運動史研究所、2013年)136頁。

16 金榮秀『韓国憲法史』(学文社、2000年)226頁参照。

17 金榮秀『大韓民国臨時政府憲法論』(三英社、1990年)109頁。また、신우철「중국의 제헌운동이 상해 임시정부 헌법제정에 미친 영향: 임시헌장(1919.4.11)과 임시헌법(1919.9.11)을 중심으로」『법사학연구』29号(2004年)29頁以下はこの点に触れつつも中国からの影響の大きさを重視し、詳細な分析を行っている。

18 신우철「임시약헌(1940.10.9) 연구」『法史学研究』37号(2008年)148頁参照。

第1次改憲については、以前から1912年の中国臨時約法の影響が示唆されていたが、近年では申宇澈教授が1912年3月11日の中華民国臨時約法、1913年10月10日の中華民国憲法草案(天壇憲草)、1914年5月1日の中華民国臨時約法(袁記約法)を抜粋したものであることを明らかにしている¹⁹。

一方、1941年の建国綱領は趙素昂の手になるものであったことがわかっており、第4次改憲や第5次改憲においても趙素昂の影響があったであろうとみられている。ちなみに先の「大同団結の宣言」も趙素昂が書いたとされている。当時の憲法文書のなかでも、1941年の建国綱領や第5次改憲が臨時政府の立て直しを図って、第2～4次改憲より詳細な文書²¹になっていることを考えるならば、1919年の臨時憲章および1941年建国綱領を作った趙素昂は臨時政府の憲法思想を考える上で極めて重要であると考えられる。実はかれの思想もまた中国からの影響を受けたものであった。以下、趙素昂の憲法思想を概観する。

第3章 趙素昂の三均主義思想

趙素昂(1887-1958?)は、17歳で王室留学生として日本に渡り、明治大学法科に学んでいた1909年に東京で愛国啓蒙団体大韓興学会を創立し、また中国の革命家戴季陶と知り合っている。帰国後は大東法律学校等で教鞭をとったが、その後、中国に渡り、戴季陶らと新亜同済社を創立するとともに、独立運動家として活躍していった人物である²²。先に述べたように、1919年の臨時憲章は、趙素昂が起草したものであったが、臨時憲章第1条で「民主共和制」が謳われ、皇帝の治める「帝国」から共和国家への移行を宣明するとともに、第2条では、臨時議政院の決議に基づいて臨時政府が統治すると定められ、合議体の立法機関としての議政院を設けた点²³で、この時代の他の臨時政府の国家構想とは異なる民主的特徴をもったものであった。

また憲章と同時に出された臨時政府の政綱では、第一番目に「民族平等 国家平等 及び人類平等の大義を宣伝すること」と書かれているが、これはかれの「三均主義」といわれる思想

19 신우철前掲「중국의 제헌운동이 상해 임시정부 헌법제정에 미친 영향」31頁参照。第1次改憲においては、大統領のほかにも國務院が置かれているが、「國務院」という名称(臨時政府においては唯一、第1次改憲のときのみこの名称になっている)もこの時代の中国の憲法文書に類似している。

20 第4次改憲作業を推進したのは趙素昂であったと推定されており、また第5次改憲当時は、かれは約憲改正委員会の委員長であった。신우철「임시정부의 해방기 헌법문서와 조소앙의 헌법사상」『법학논문집』41巻1号(2017年)44頁参照。

21 臨時政府の各憲法文書を見ると、人権規定については、第1次改憲と第5次改憲においてのみ、人民の権利義務についての章がおかれている。第3次改憲と第4次改憲では、第1章の「総綱」のなかで平等や自由についての一般規定がおかれているが、第2次改憲では「総綱」の中にも規定されず、専ら統治機構についてのみの規定となっている。また司法部にあたるものとして、第1次改憲では「法院」が、第5次改憲では「審判院」がそれぞれ一章を設けて定められているのに対し、第2次改憲から第4次改憲までの間は司法部についての規定はない。この点で第2～4次改憲は臨時政府の実体に則した最低限の内容にとどまるものであった。

22 洪善憲『趙素昂의 三均主義研究』(한길사, 1976年)22頁以下参照。

23 この臨時議政院について、呉世昌「大韓民国臨時議政院의 役割」國史編纂委員會編『韓國史論10』第2版(國史編纂委員會, 1983年)27頁以下参照。

の基本的枠組を端的に示すものでもあった。²⁴ 平等は、臨時政府の文書の中で重視されている。1919年の臨時憲章では、第4条の自由権についての規定よりも先に第3条で平等が謳われていたし、第1次改憲においても、人権の章（1919年の臨時憲法では、第2章が「人民の権利と義務」となっている）ではなく、第1章の「総領」に規定されている（=第4条：「大韓民国の人民は一切平等たること」）。第3次および第4次改憲では人権の章は設けられなかったと述べたが、第4次改憲では、総綱に人権の一般原則規定のなかで自由より先に平等が規定されている。²⁵ 臨時政府が国際社会のなかでその活動をより現実的な路線に変更したといわれる40年代初頭、1941年に出された「大韓民国建国綱領」になると、「わが国の建国精神は三均制度に歴史的根拠をおく」と明示され、趙素昂の三均主義思想が建国の基礎に据えられるに至っている。この「大韓民国建国綱領」は、1948年の建国の際の憲法草案作成にあたっても参照されたのであった。²⁶

趙素昂は、三均主義を人権論における平等にかかわる問題としてのみ捉えるのではなく、「三均主義だけが旧民主制度の失敗と欠陥を補い、名実ともに全民政体を施行する」²⁷ものとして国家の政体に関する議論と考えていた。その政体について、かれは「新民主主義」ということばを用い、「民主的であるとは、一般民衆の意思を投票や会議あるいはその他の手段で民意を代表し反映させ、最大多数人の意思をもって事を行うものであり、万機を公論によって決定することが民主的であり、その反対は官僚的命令的なものであり、または中央集権的なものである」として、²⁸「新民主主義」を「民主的中央集権制」と区別したのであった。また「現代世界の70余の国のうち最大多数の国家が民主政治を採用しているが、民主政治の実益を得ることができておらず、形式的に進行しているので、われわれは陳腐な民主的残滓を受け取るのではなく民主政治の真髄あるいは民治の本質を実行しようと新の字を加えたのである」と述べて、「民主政体」といわれる国々が「本質上は資本階級の政権を代表するもので政・経・教の恵沢が大衆に及ばないことは事実が証明するところである」としており、²⁹かれのいう「民主的中央集権」が社会の一部の階級に資するブルジョワ民主主義の問題を指していたことが窺える。

1910年代に、趙素昂はかれの結成した韓国独立党の党義で次頁のような図表を用いて、三均主義の内容を説明している。³⁰

この図の内容は、1941年の建国綱領の中で具体的に展開されている。建国綱領では三均主義の唱える個人間、国家間、民族間の平等は、まず、国家・民族の主権を回復（復国）したのちに、政治・経済・教育の均等を目指す国家作りを行う（建国）という形で示されている。

24 大韓民国臨時政府の政綱の内容は、金榮秀前掲『韓国憲法史』872頁参照。

25 但し、第2次改憲では平等も含め、人権についての規定はなく、第3次改憲は総綱で「自由と権利」のみに言及している。また第5次改憲では、第2章が「人民の権利と義務」とされ、自由権規定がおかれているのに対し、平等については前文に「自由平等」と規定されているのみである。このことの意味はさらに今後の分析の課題である。

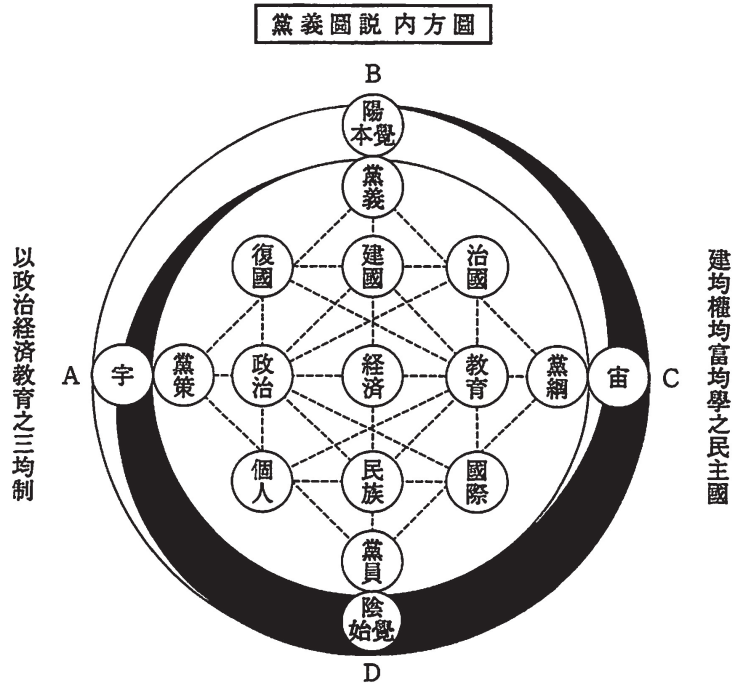
26 兪鎮午「우리憲法の 輪郭——十八世紀憲法과 二十世紀憲法」（兪鎮午『憲法の 基礎理論』（明世堂、1950年）85頁、同『憲法起草回顧録』（一潮閣、1980年）107頁参照。なお、金榮秀「우리나라 憲法과 三均主義思想」『三均主義研究論集』16輯（1996年）48頁以下は、制憲憲法や現行韓国憲法への三均主義の影響を分析している。

27 趙素昂「党綱解釈 草案」三均学会編『趙素昂先生文集』上巻（煥暁社、1979年）227頁。

28 趙素昂前掲「党綱解釈 草案」227頁。

29 趙素昂前掲「党綱解釈 草案」227頁以下。

30 図は、趙素昂前掲「韓国独立党党義研究方法」三均学会編前掲『趙素昂先生文集』上巻196頁以下による。



出典：趙素昂「韓国独立党黨義研究方法」

建国プロセスを「復国」、「建国」に分け、さらにそれぞれを三期に分けるといいう「大韓民国建国綱領」の示した国家建設の道程は、孫文の革命段階論に類似している³¹。趙素昂と孫文の思想の異同については、孫文のめざしたのが「救国」であるのに対し、趙素昂がめざしたのは「世界一家」であったという指摘がある³²。「救国」は孫文の理論を支えた精神ではあった³³。しかし、孫文の「民族主義」は国家主義とは異なる³⁴。排外主義ではなく、他の「被圧迫民族」の解放運動との連帯の意識をもっていたという点で、コスモポリタニズムの要素を内包するものであった。「世界主義を提唱すべきだ」という考えに対し、孫文は「こういう道理は、いじめられている民族の口にすべきことではない。われわれいじめられている民族は、どうしてもまず、われわれ民族の自由にして平等な地位を、回復しなければならない。そのうえではじめて、世界

31 申宇徹は三均主義は三民主義と異なり、教育の均等を格別重視していることに言及している（신우철 「임시정부가 해방기 헌법문서와 조소앙의 헌법사상」 『법학논문집』 41輯 1号（2017年）61頁）。なお、以下の説明については、國分前掲『近代東アジア世界と憲法思想』240頁以下でも述べたことがある。

32 權寧建「三均主義의 理論体系」『三均主義研究論集』1輯（1983年12月）57頁。なお、ここでは三民主義と三均主義の異同について、「民族・民権・民生」のうち、「民権主義」と三均主義の「政治的均等」が同じだけだと捉えられている。

33 堀川哲男『孫文』（『人類の知的遺産』63、講談社、1983年）5頁参照。

34 堀川前掲『孫文』6頁は、「彼の掲げる民族主義は、国粹主義・国家主義・国権主義とは厳に区別されなければならない。彼のいう“国”とは支配の道具としての国家ではなく、民衆の集合としての国家であった」とする。

35 堀川前掲『孫文』16頁参照。

主義を口にする資格があるのです」と述べているが³⁶、これはかれの思想の本質が「世界主義」を排除するものではなかったことを表している。一方、趙素昂も、「民族国家は世界構成の単位である。民族と国家を否定しては世界を肯定することはできない³⁷」としながら、各民族の消滅ではなく対等を基盤としたところに「世界一家」が建設されるとしていた。

このような「世界一家」の理想は、変法自強運動で知られる康有為の「大同世界」に遡ることができる。趙素昂は、日本に留学中に留学生団体の雑誌に後の三均主義に至る思想の端緒とみられるような論稿を発表しているが、その際に康有為の名前が引用されている³⁸。1907年の「信教論」では、孔子の教えの「進歩主義」的性格を「清国碩学康有為」の論ずるところとして紹介しており³⁹、かれが創立した団体の雑誌『大韓興学报』のなかでも、康有為の活動を称え、また将来的には民権思想が中国に広まるであろうと述べている⁴¹。この時期の留学生たちは日本にいながら、次第に日本よりも中国の政治思想に関心を抱くようになってゆく⁴²が、趙素昂もそうした留学生の一人として成長し、独立運動家になっていったと考えられる。

康有為、孫文、趙素昂の理論には、国際・国内の両面での平等を唱え、国内的な政治・経済の平等の問題を国際的な民族平等の問題と一体として考える傾向をもっていたという共通点がある。その点からいえば、民族主義的な闘争ないし革命を唱えた孫文や趙素昂の理論は、コスモポリタニズム的な性格を示すことで闘争の正義を主張するという構造をもつものであった。

おわりに

以上の趙素昂の思想を基礎とした建国綱領は、臨時政府の1944年の臨時憲章（第5次改憲）の基礎となった⁴³。また前述のように、1948年の大韓民国憲法制定の際にも参照されたものであった。1948年憲法の基本精神は平等を重視したものであり、「政治的民主主義と経済的社会的民主主義の調和」を目指したものと説明されている⁴⁴。この点では三均主義に基づく臨時政府の思想はある程度、1948年憲法の精神に引き継がれたということが言えよう。

36 孫文「三民主義」『世界の名著 64 孫文 毛沢東』（中央公論社、1979年）133頁以下参照。

37 趙素昂「韓国独立党 党義解釈」三均学会編前掲『素昂先生文集』上巻、222頁。

38 申宇澈「건국강령(1941.10.28) 연구 ‘조소앙 헌법사상’의 헌법사적 의미를 되새기며」『中央法学』10集1号（2008年）71頁も、康有為の大同思想と孫文の三民主義が趙素昂の建国綱領の着想に最も大きな影響を与えたとみている。同論文では、建国綱領への中国からの影響が詳細な資料比較によって分析されている。

39 趙鏞殷「信教論」『大韓留学生会学報』1号（1907年）32頁（復刻版：韓国学文献研究所編『韓国開化期学術誌』シリーズ19巻『大韓学会月報（下）・大韓留学生会学報』亜細亜文化社、1978年、284頁）。なお、「鏞殷」はかれの本名である。

40 趙素昂「学生論（上）」『大韓興学报』4号（1908年）13頁（復刻版：韓国学文献研究所編前掲『韓国開化期学術誌』シリーズ20巻『大韓興学报（上）』317頁）。

41 嘯印生「甲辰以後列国大勢의 變動을 論함」『大韓興学报』10号（1910年）4頁（復刻版：韓国学文献研究所編前掲『韓国開化期学術誌』シリーズ21巻『大韓興学报（下）』286頁）参照。

42 この点について、國分典子「韓国憲法思想における「近代経験」」『社会体制と法』6号（2005年）28頁以下参照。

43 洪善憲前掲「趙素昂의 三均主義研究」175頁参照。

44 憲法起草委員会委員長徐相日による説明（大韓民国国会発行『制憲国会速記録』第1巻、驪江出版社影印、1987年、209頁）参照。

45 前掲『制憲国会速記録』209頁以下参照。

それでは、植民地時代に日本経由で入った憲法学はどうなったのか。先に韓国の初期の憲法教科書の元になった日本の憲法論は（場合によっては専制君主制とも受け止められたような）立憲君主制についての理論であり、臨時政府の憲法文書への直接的影響はみられないといってよいであろう。日本の憲法学は植民地時代には京城帝国大学で教えられたし、日本の大学で学んだ韓国人たちもいた。しかし、建国当時唯一といってもよい憲法学者であり、1948年憲法起草に関わった京城帝国大学出身の兪鎮午は「天皇は神である」とするような日本の憲法に興味はなく憲法学者になる気はなかったと述べている。⁴⁶

一方、京城帝国大学で教えた憲法学者清宮四郎と韓国人法律家の関係を調べた金孝全教授は、兪鎮午よりは一世代後の朴一慶（京城帝大出身）や韓泰淵（清宮の講義を受けてはいないが、早稲田での授業で清宮らの純粹法学を知った）が純粹法学に関心をもっていたことを指摘している。⁴⁷ 断片的な話だけで安易に述べることはできないが、韓国の1948年以降の憲法学が戦後の日本以上にドイツ的な憲法学であったことを考えると（ドイツ的という点では、兪鎮午の憲法学も同様であった）日本憲法学がもっていたドイツ憲法の理論的枠組は韓国に一定の影響を与えたということができるとはならないだろうか。

実はこの点については、日本の憲法学の中国との関係という点からも考える必要がある。近年では清末や民国期における日本の憲法学の影響の研究も徐々に行われてきているが、この面から、ドイツ国法学の源流と日中韓の憲法の枠組の関連性、相互の連結点を分析することは今後の課題である。

なお本報告では詳述できなかったが、最後に指摘したいのは、趙素昂の思想には伝統思想を用いつつ、植民地支配や旧体制を批判し、民族が団結して新しい国家を建設するという特徴があったことである。社会的調和を重視する伝統思想を基礎に平等や団結を説明する思想は個人主義や自由主義よりも社会主義や社会民主主義に親和性をもつ面がある。このことと先のドイツ的な憲法論の受容は一面で建国時韓国の憲法思想に人権の面で弱さを与えることになったのではないか（自由権に対する法律の留保は臨時政府の憲法文書にも1948年憲法にも盛り込まれていた⁴⁸）。これは韓国のみならず植民地支配を経験したアジア地域全般また日本の近代化の問題にも敷衍して考えるべき問題であろうと思われる。

※本報告ののち、その内容を一部発展させたものとして、「韓国臨時政府憲法文書における国家構想」『名古屋大学法政論集』277号（2018年）217頁以下を公表した。

46 兪鎮午前掲『憲法起草回顧録』5頁参照。

47 金孝全編譯「清宮四郎의 경성제국대학 시절」『憲法学研究』19巻2号（2013年）517頁以下及び520頁以下参照。

48 但し、第5次改憲では全面的な法律の留保が付いているわけではなく、また第7条では法律による制限の限界にも触れられている（第7条は1948年憲法第28条に似ている）。

「在朝日本人医師」を概念的に解体する（要旨）

——集団伝記学的な基礎分析——

Hoi-Eun Kim（金會恩）

本報告では、1926年版の『日本医籍録』を基本資料として、植民地朝鮮で活動した日本人医師約600人についての集団伝記学（prosopography）的な基礎特徴を考察する。『日本医籍録』は1919年から1941年の間に出版された五種類の他の医師一覧と異なり、具体的な個人情報が含まれているという利点があるが、1925年の初版発行後わずか二回（1926年、1930年）しか更新されなかったという欠点がある。報告では、医師の平均年齢、出身大学、出身地域、専門分野、朝鮮での地理的分布などを分析し、「日本」の植民地医学の特性に関連する三つの注目すべき点を提示した。

第一は、1920年代に朝鮮で活躍した医師においては、九州出身の医師が圧倒的に多かったという事実に起因するもので、これまでの東京中心主義的な視点から抜け出し在朝日本人医師養成の実質的なインキュベーターであった1900年代・1910年代の長崎医学専門学校、熊本医学専門学校、九州帝国大学医学部における医学教育、知的・人的ネットワークの形成に注目する必要があるという点である。第二は、日本人医師の高い転出率、および植民地の周辺地から大都市への移動という現象が朝鮮の医療需給状況にどのような影響を与えたのかという問題で、当時の日本内地との違いにも注目する必要があると問題提起した。第三は、在朝日本人医師たちが朝鮮から戻った後の軌跡を追跡することで、日本医学と植民地医学の二分法を克服する必要があるという点である。

（原文：英語）

国際研究集会「植民地帝国日本における知と権力」プログラム

日にち：2017年10月13日～10月15日

場 所：国際日本文化研究センター 第1共同研究室

10月13日

開会の挨拶 小松和彦（国際日本文化研究センター所長）

趣旨説明 松田利彦（国際日本文化研究センター）

Session 1 植民地留学生と知の環流

司会：洪宗郁（韓国：ソウル大学校）

発表：鄭鐘賢（韓国：仁荷大学校・教授）

「日本の帝国大学における朝鮮留学生の現況と帝国知識の連続・非連続——東京帝国大学卒業生 崔應錫, 李萬甲の事例を中心に」

紀旭峰（早稲田大学 地域・地域間研究機構・准教授）

「植民地台湾からの「留学生」郭明昆——知の構築と実践を中心に」

コメント 通堂あゆみ（武蔵高校） 鄭駿永（韓国：ソウル大学校）

レセプションパーティー

10月14日

Session 2 技術者・技術官僚の知

司会：宮崎聖子（福岡女子大学）

発表：谷川竜一（金沢大学新学術創成研究機構・助教）

「1930年代の朝鮮半島における水力発電所建設技術と建設体制」

蔡龍保（台湾：台北大学歴史学系・教授）

「日本統治期台湾総督府の技術官僚の出自と活動分析——土木技師を例として」

コメント やまだあつし（名古屋市立大学） 李炯植（韓国：高麗大学校亜細亜問題研究所）

Session 3 植民地と法

司会：中生勝美（桜美林大学）

発表：曾文亮（台湾：中央研究院台湾史研究所・助研究員）

「日本統治期台湾人家族法と植民地統合」

國分典子（名古屋大学大学院法学研究科・教授）

「植民地支配期における韓国近代憲法思想の展開」

コメント 春山明哲（早稲田大学） 岡崎まゆみ（帯広畜産大学）

10月15日

Session 4 植民地と医学

司会：栗原純（東京女子大学）

発表：Hoi-Eun Kim（米国：Texas A&M University, Associate Professor）

「在朝日本人医師」を概念的に解体する——集団伝記学的な基礎分析」

朴潤栽（韓国：慶熙大学校・教授）

「白麟濟の近代認識と自由主義」

劉士永（台湾：中央研究院台湾史研究所・副所長）

「日本の植民地医学から東アジア国際保健機構へ」

コメント 慎蒼健（東京理科大学） 陳姪媛（台湾：中央研究院台湾史研究所）

総合討論

閉会の挨拶 松田利彦

エクスカージョン

フェアウェルパーティー

翻訳（韓国語）：橋本妹里、金玄

（中国語）：鳳氣至純平、王麒銘、単荷君

通訳（韓国語）：李ハンキョル、金東熙

（中国語）：単荷君、宋琦、林政佑

参加者名簿

氏名

所属・職

発表者・司会・コメント

岡崎 まゆみ	帯広畜産大学 人間科学研究部門・講師
栗原 純	大阪経済法科大学 太平洋研究センター・客員教授
愼 蒼健	東京理科大学工学部・教授
通堂 あゆみ	武蔵高等学校中学校・教諭
春山 明哲	早稲田大学地域 地域間研究機構台湾研究所・招へい研究員
宮崎 聖子	福岡女子大学 国際文理学部・国際教養学科・教授
やまだ あつし	名古屋市立大学 大学院人間文化研究科・教授
中生 勝美	桜美林大学 人文学系・教授
陳 姪浚	台湾中央研究院 台湾史研究所・Associate Research Fellow
李 炯植	高麗大学校・教授
洪 宗郁	ソウル大学校・准教授
鄭 駿永	ソウル大学校・教授
鄭 鍾賢	仁荷大学校 Faculty of Korean Studies・教授
谷川 竜一	金沢大学 新学術創成研究機構・助教
蔡 龍保	国立台北大学歴史学系・教授
Hoi-Eun Kim	Texas A&M University Department of History・Associate Professor
朴 潤栽	Kyung Hee University Dept. of History・教授
劉 士永	中央研究院 台湾史研究所・研究員
國分 典子	名古屋大学大学院法学研究科・教授
曾 文亮	中央研究院 台湾史研究所・助研究員
紀 旭峰	早稲田大学 地域・地域間研究機構・主任研究員（研究院准教授）
加藤 道也	大阪産業大学・教授
李 昇燁	佛教大学・准教授

日文研

松田 利彦	国際日本文化研究センター・教授
稲賀 繁美	国際日本文化研究センター・副所長／教授
劉 建輝	国際日本文化研究センター・副所長／教授
杉田 智美	国際日本文化研究センター・機関研究員
単 荷君	総合研究大学院大学・博士後期課程
宋 琦	総合研究大学院大学・博士後期課程
坂 千尋	総合研究大学院大学・院生
片岡 真伊	総合研究大学院大学・院生

オブザーバー

遠藤 雅一	櫻日語天津校
梅 定娥	南京郵電大学
洪 善英	国際日本文化研究センター・外国人研究員
潘 世聖	国際日本文化研究センター・外国人研究員
金 容儀	国際日本文化研究センター・外国人研究員
根川 幸男	国際日本文化研究センター・機関研究員
嘉田 伊都子	国際日本文化研究センター・外来研究員
西田 彰一	国際日本文化研究センター・技術補佐員
高 燕文	総合研究大学院大学・院生
小林 善帆	追手門学院大学・准教授
宮川 卓也	日本学術振興会特別研究員
横林 泰宏	大阪市立大学
朱 琳	東北大学・准教授
周 耘	国際日本文化研究センター・外国人研究員
Harb Hassan	国際日本文化研究センター・外国人研究員
高 周煥	京都大学
野口 真広	早稲田大学 地域・地域間研究機構
本間 千尋	佛教大学
金 東熙	大阪大学
林 政佑	京都大学
李 ハンキョル	大阪大学

国際シンポジウム 51

植民地帝国日本における知と権力

식민지 제국 일본의 지와 권력

Knowledge and Power in the Japanese Colonial Empire

(第 51 回国際研究集会報告書)

非売品

発行日 2018 年 10 月 25 日

編 者 松田利彦

発 行 大学共同利用機関法人人間文化研究機構

国際日本文化研究センター

〒610-1192 京都市西京区御陵大枝山町 3-2

電話 075-335-2222(代表) fax 075-335-2091

ウェブ <http://www.nichibun.ac.jp/>

© 2018 International Research Center for Japanese Studies

Print edition : ISSN 0915-2822

Online edition : ISSN 2434-3145

Print edition : ISSN 0915-2822

Online edition : ISSN 2434-3145

식민지 제국 일본의 지와 권력

Knowledge and Power in the Japanese
Colonial Empire

INTERNATIONAL SYMPOSIUM 51

INTERNATIONAL
RESEARCH CENTER
FOR JAPANESE STUDIES



植民地帝国日本に於ける知と権力

国際政治学 51